

## 目次

第1章	計画策定にあたって	2
1.	計画策定の背景と趣旨	2
	(1) 子育てをめぐる現状と課題について	2
	(2) これまでの少子化対策の取組	3
2.	計画の位置づけ	5
3.	計画の期間	6
4.	計画の対象	6
第2章	東村を取り巻く状況と課題	8
1.	東村の概要	8
2.	人口統計資料	9
	(1) 人口推移	9
	(2) 人口の増減	12
	(3) 人口推計	14
	(4) 世帯	15
	(5) 配偶関係	16
	(6) 労働力状態・産業・従業上の地位	17
3.	教育・保育環境の状況	20
	(1) 保育所の状況	20
	(2) 幼稚園の状況	20
	(3) 小中学校の在籍数	22
	(4) 母子保健事業	23
4.	就学前児童を対象としたニーズ調査の分析結果	26
	(1) 調査概要	26
	(2) 集計結果の概要	26
5.	東村放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望に関するニーズ調査	29
	(1) 調査概要	29
	(2) 集計結果の概要	29
第3章	次世代育成支援行動計画の評価	32
1.	施策評価の方法とその状況	32
2.	事業別の評価	33
第4章	計画の基本的な考え方	42
1.	計画の基本理念	42
2.	基本的視点	43
3.	基本目標	44
	(1) 基本目標の考え方	44

(2) 施策体系 .....	45
第5章 施策の展開 .....	48
1. 計画の推進体制 .....	48
2. 住民参加と情報発信 .....	48
3. 施策の体系図 .....	49
4. 東村子ども・子育て支援事業計画における事業の総括表 .....	50
5. 基本施策の展開 .....	51
(1) 教育・保育、子育て施策の充実 .....	51
(2) 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進 .....	56
(3) 子育てしやすい地域づくり .....	58
(4) 支援を必要とする世帯への対応などきめ細やかな取り組みの推進 .....	66
第6章 本計画の達成状況の点検及び評価 .....	70
第7章 資料編 .....	72
1. 計画策定の組織体制 .....	72
2. 東村子ども・子育て会議 .....	73
(1) 東村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱 .....	73
(2) 東村子ども・子育て支援事業計画策定委員会名簿 .....	75
3. 国の基本指針概要 .....	76
(1) 子ども・子育て支援制度の概要 .....	76
(2) 保育の必要性に認定について .....	77
(3) 子ども・子育て支援制度に関する用語定義 .....	78

# 第 1 章

## 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象

# 第1章 計画策定にあたって

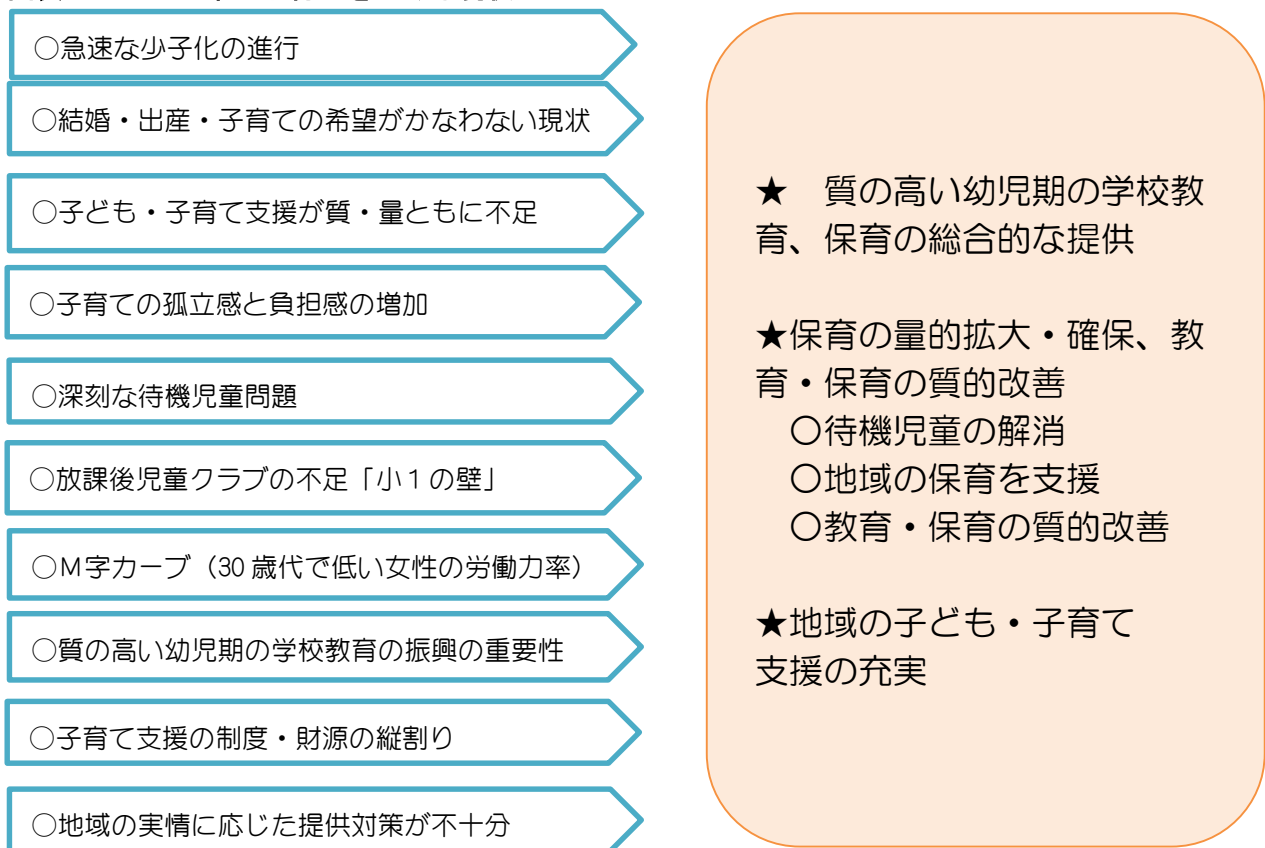
## 1. 計画策定の背景と趣旨

### (1) 子育てをめぐる現状と課題について

急速な少子高齢化の進行は、人口構造のアンバランスを生じさせ、労働人口の減少、年金・医療費などの社会保障費用の負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、子育てをする環境では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による不安や孤立化など、環境がますます厳しくなっています。さらに、女性の社会進出や、共働き家庭の増加、女性の就労状況の多様化により、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきました。保育所に子どもを預けたくても、希望する保育所の定員が満員であることから、多くの待機児童が発生し、子育てと仕事を両立できる環境整備が十分ではない状況が生じています。

図表1-1 日本の子育てをめぐる現状



## (2) これまでの少子化対策の取組

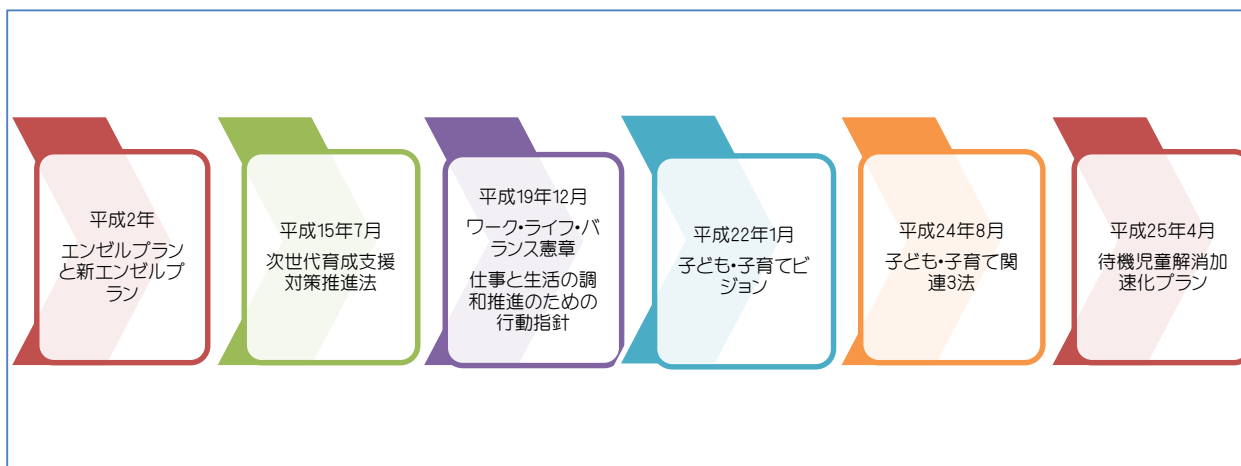
このような状況下、国においては、少子化対策として以下の取り組みを行っております。

平成2年の「1.57 ショック<sup>1</sup>」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画について」（新エンゼルプラン）が策定されました。

平成15年7月には、家庭や地域における子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものです。

平成22年1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

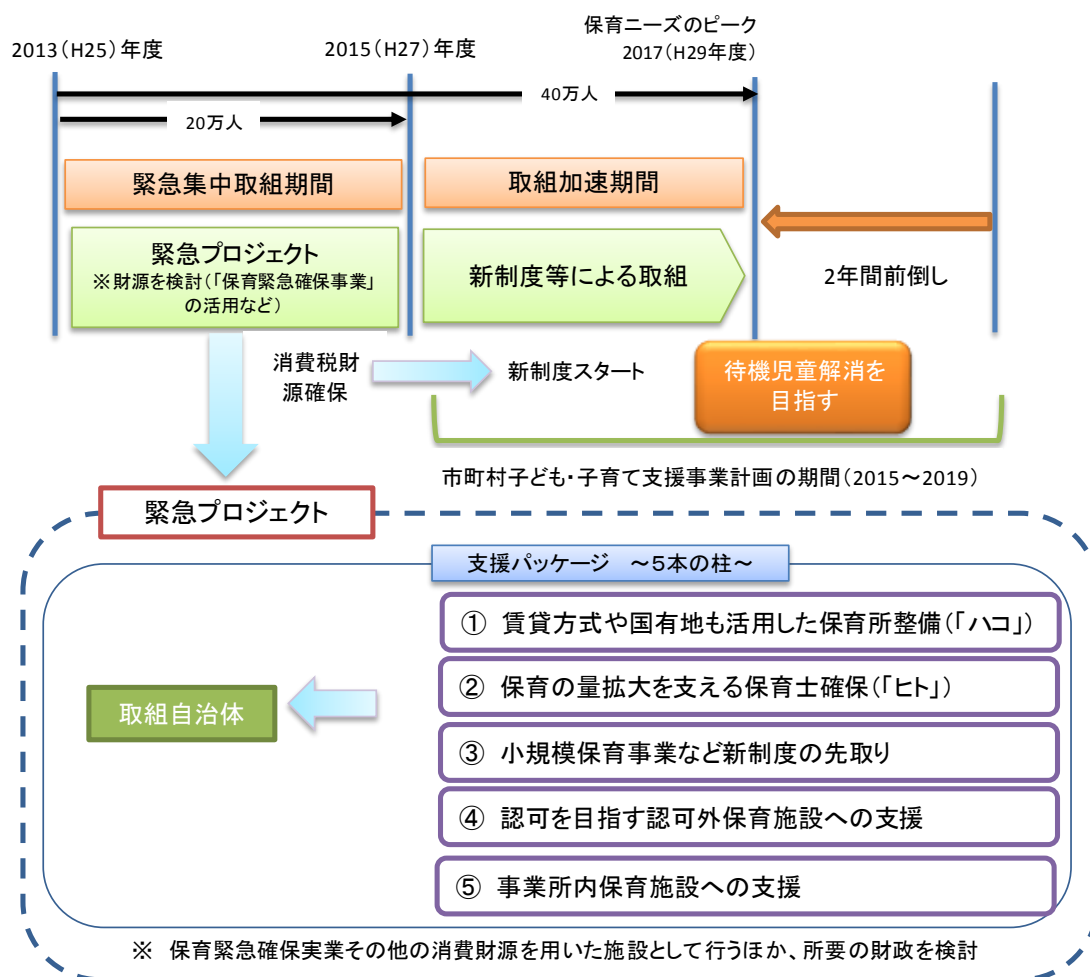
図表1－2 少子化対策の取組の推移



<sup>1</sup> 「ひのえうま」という特殊要因により今まで最低だった1966年の合計特殊出生率1.58より、さらに下回る出生率1.57と判明した際の衝撃のことをいう。

さらに、平成 25 年 4 月には、緊急の課題である待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 27 年度に予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を全面的に支援しています。

図表 1 - 3 待機児童解消加速化プラン



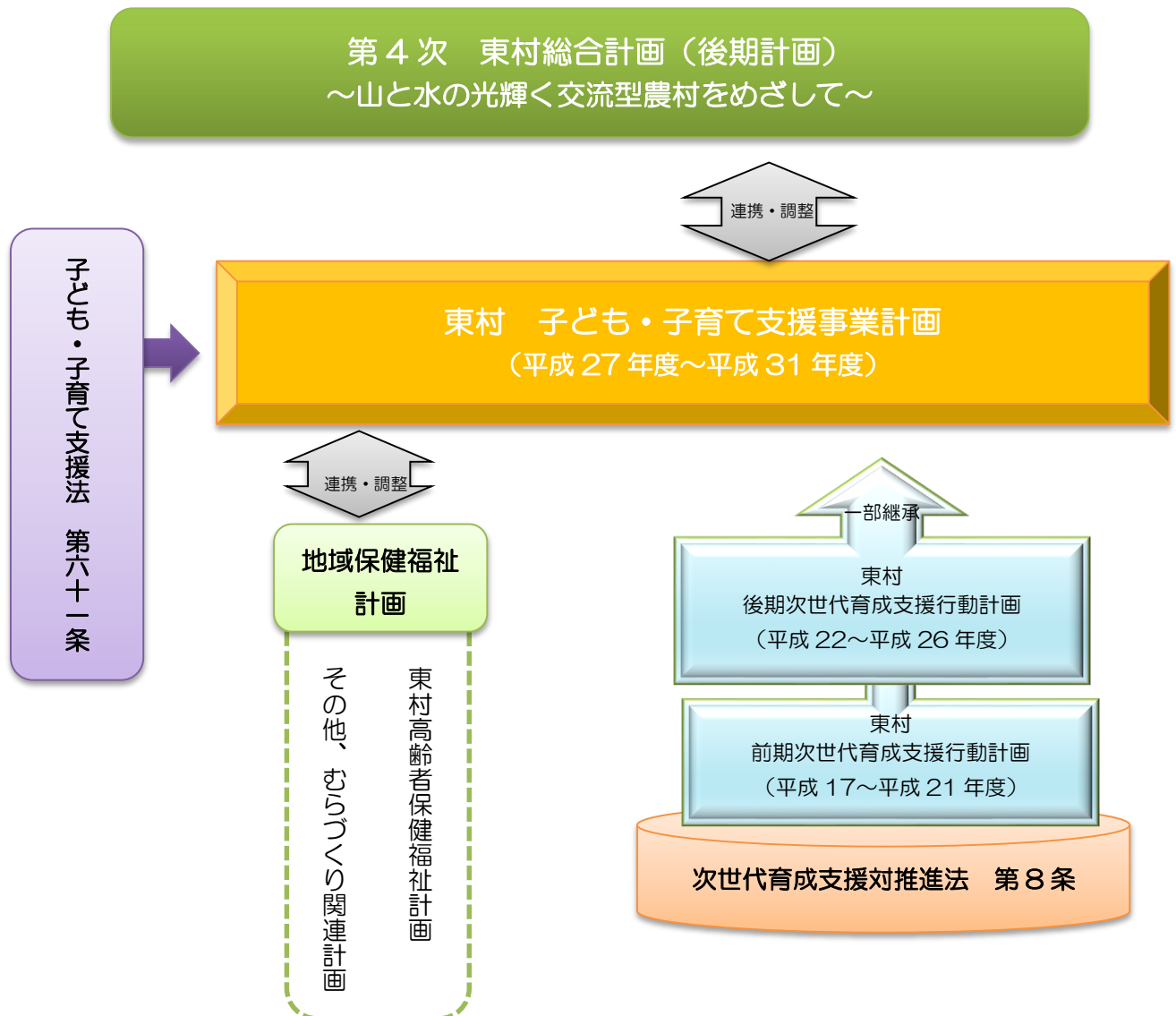
出典：厚生労働省資料

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を認識しつつ、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援し、「保育の量的拡充・拡大」、「すべての子どもに質の高い教育・保育の安定的な提供」、「地域子ども・子育て支援の充実」を目指すものとしています。

さらに、本計画は村の上位計画である「第4次東村総合計画」をはじめ、その他、関連する各種計画と整合性を図り策定します。

図表1-4 計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

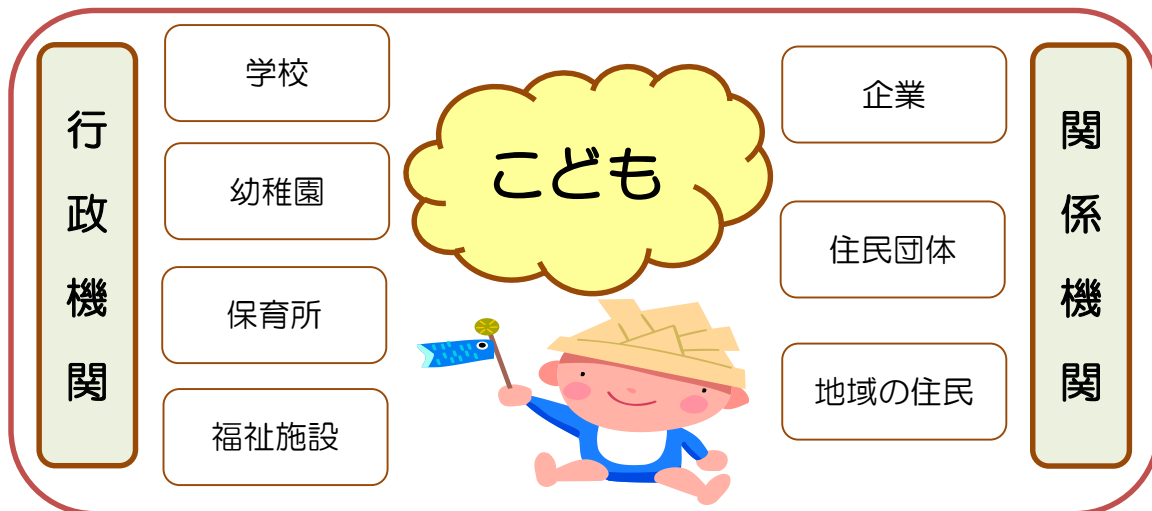
本計画は平成 27 年 4 月から平成 32 年 3 月までの 5 年間を計画期間とします。

平成 25 年 度	平成 26 年度	平成 27 年 度	平成 28 年度	平成 29 年 度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ調査 計画書作成		本計画期間 ※必要に応じて見直しを検討します。				

### 4. 計画の対象

本計画は、東村内に居住するすべての子どもとその家族はもちろんのこと、その他の住民、地域で活動する団体、行政等、すべての個人及び団体を対象としています。

なお、本計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満と設定しています。





## 第 2 章 東村を取り巻く状況と課題

1. 東村の概要
2. 人口統計資料
3. 教育・保育環境の状況
4. 就学前児童を対象としたニーズ調査の分析結果
5. 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望に関するニーズ調査

## 第2章 東村を取り巻く状況と課題

### 1. 東村の概要

#### 位置

村は沖縄で「山原」と呼ばれる沖縄本島北部の東海岸に位置し、北は国頭村と大宜味村、南西は名護市と接し、南東は太平洋に面しています。

村域は東西4～8km、南北26kmで、面積は81.79km<sup>2</sup>の細長い形をしています。

県庁所在地の那覇市から約90km、北部地域の中核都市である名護市から約24kmの距離となっています。

#### 生活

国道・県道の整備により、那覇や名護へのアクセスは改善されたものの、名護までのバスは2系統で1日合計6本のみとなっています。宮城能彦『共同売店——ふるさとを守るための沖縄の知恵(2009, 沖縄大学地域研究所)』によると、自家用車を利用できない住民には日々の買い物は村内の8つの共同売店(2009年時点で、有銘、慶佐次、平良、平良宇出那覇、川田、宮城魚泊支店、宮城、高江)に頼らざるをえません。むしろ国道・県道が整備されたことで、名護の大型ショッピングモールに買い物に行くことが可能となり、それらの共同売店の経営は困難に直面しています。

医療面でも診療所と歯科が1箇所ずつとなっており、緊急搬送は村内5か所のランデブーポイントに頼らざるをえません。このようなことから乳幼児や子どもの医療体制には不安が残ります。

#### 地勢

地形は全体的に山地丘陵地となっており、総面積の約83%が山林原野で占められ、約10%が農耕地、宅地は約0.5%です。

河川は豊かな森林に源を発する大小14の河川があり、これらの河口部に位置する海岸沿いの低地部に高江・宮城・川田・平良・慶佐次・有銘の6集落が立地しています。

また、これらの河川のうち主なものとして新川川・福地川・慶佐次川・有銘川がありますが、このうち新川川と福地川には国のダムが築かれ、中でも福地ダムは沖縄本島北部5ダムの中核として県内最大規模のダムとなっています。

米軍基地に関しては村の41.5%をしめ、東村北部の高江、宮城、川田地区には北部演習場、慶佐次地区には慶佐次通信所があります。沖縄県の米軍基地の14.3%をしめ、これは国頭村の18.9%に次ぎ2番目に高い数値です。

## 2. 人口統計資料

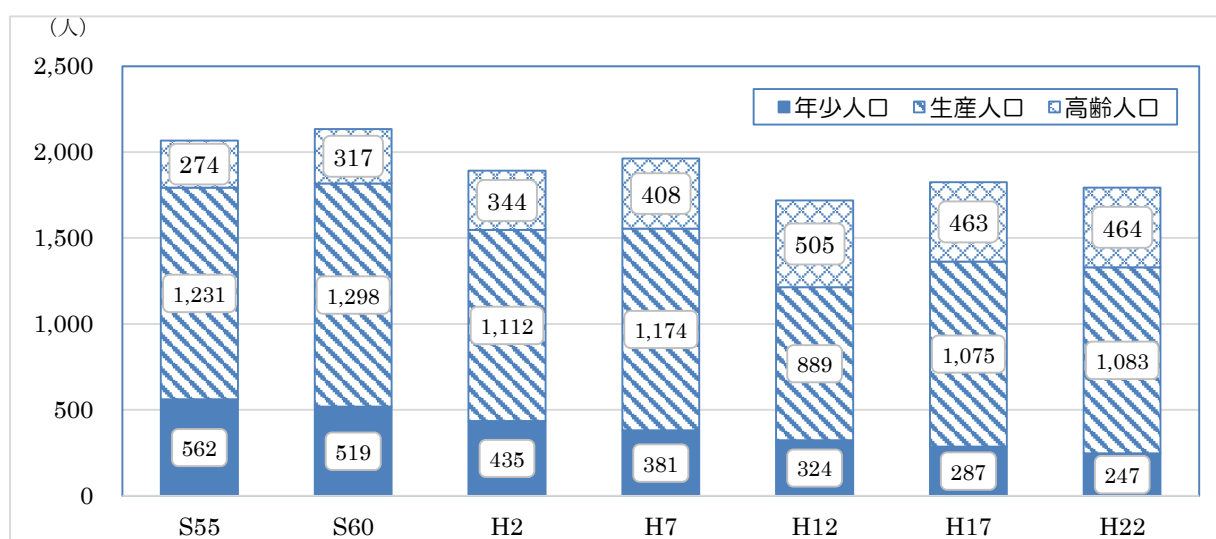
### (1) 人口推移

#### ア 人口推移

昭和 55 年から平成 22 年までの人口推移を国勢調査でみると、0 歳から 14 歳までの年少人口の減少は著しく、直近の平成 22 年と昭和 55 年と比べると、約 300 名の減となっています。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口においても、約 150 名の減少となっています。

一方で、高齢人口は増加傾向にあり、直近の平成 22 年では昭和 55 年の約 300 名増となっています。

図表 2-1 東村の人口推移（昭和 55 年～平成 22 年）



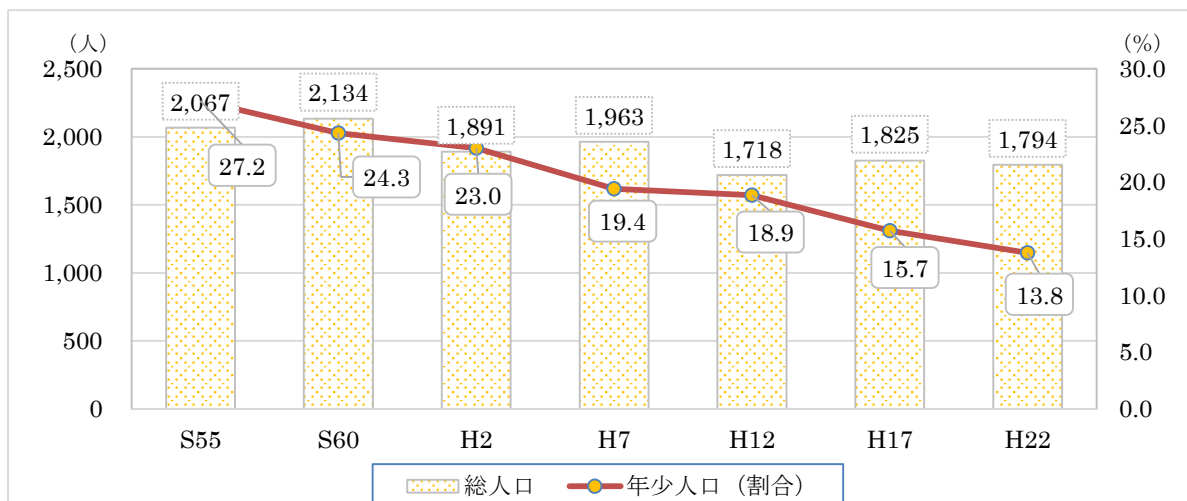
資料出所：総務省統計局「国勢調査」

#### イ 年少人口割合の推移

昭和 55 年から平成 22 年までの総人口に占める年少人口の割合をみると、低下傾向にあります。

具体的には、昭和 55 年では 27.2%であったのが、平成 22 年では 13.8%となっており、約 15 パーセントも減少しています。

図表 2- 2 年少人口の割合の推移（昭和 55 年～平成 22 年）

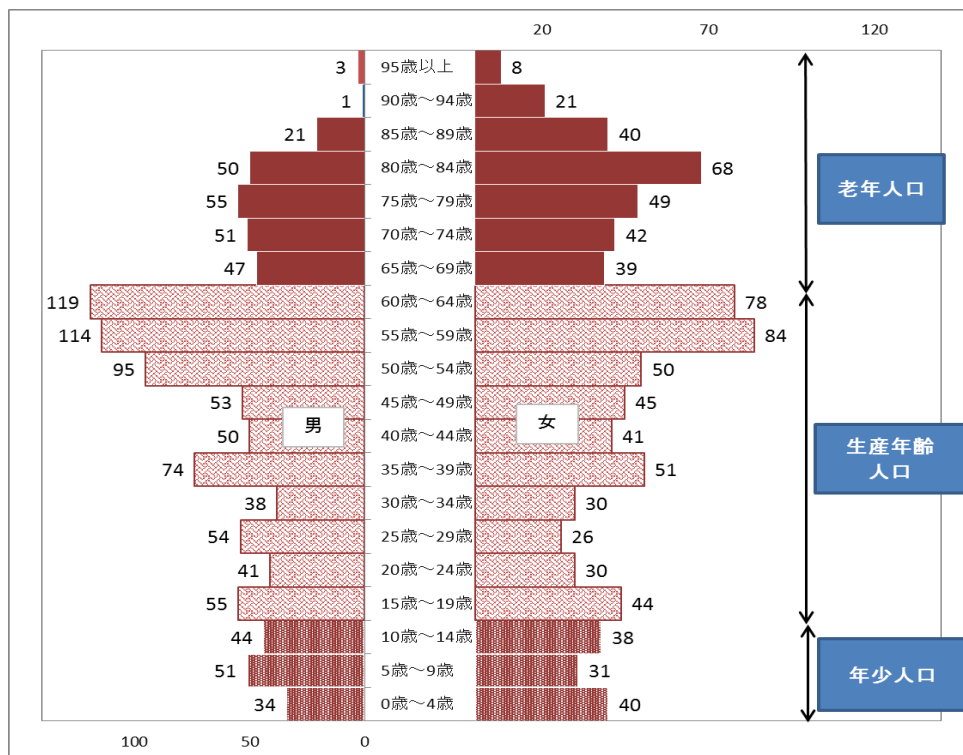


資料出所：総務省統計局「国勢調査」

### ウ 人口ピラミッド

縦軸に年齢、横軸に人口を置いた人口ピラミッドで、東村の 5 歳階級別の人口構成の形状を見てみると、中高年齢層が厚い「壺型」となっています。

図表 2- 3 東村の人口ピラミッド（平成 25 年 3 月 31 日）



資料出所：住民基本台帳人口

## エ 児童の人口推移

平成 21 年から平成 25 年までの本村の児童人口推移は、就学前児童（0 歳児～5 歳児）、小学校就学児童（6 歳児～12 歳児）ともに、やや減少傾向にあります。

図表 2- 4 児童人口推移（平成 21 年から平成 25 年）

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
就学前児童		88	88	96	95	86
	0 歳児	17	10	13	11	13
	1 歳児	9	15	15	14	12
	2 歳児	16	8	17	18	13
	3 歳児	17	17	13	21	15
	4 歳児	16	20	17	11	21
	5 歳児	13	18	21	20	12
小学校就学児童		125	120	116	119	119
	6 歳児	20	13	17	23	19
	7 歳児	15	21	13	16	21
	8 歳児	14	15	23	13	16
	9 歳児	15	15	15	23	14
	10 歳児	19	18	14	15	22
	11 歳児	21	17	18	12	15
	12 歳児	21	21	16	17	12

資料出所：住民基本台帳人口

## (2) 人口の増減

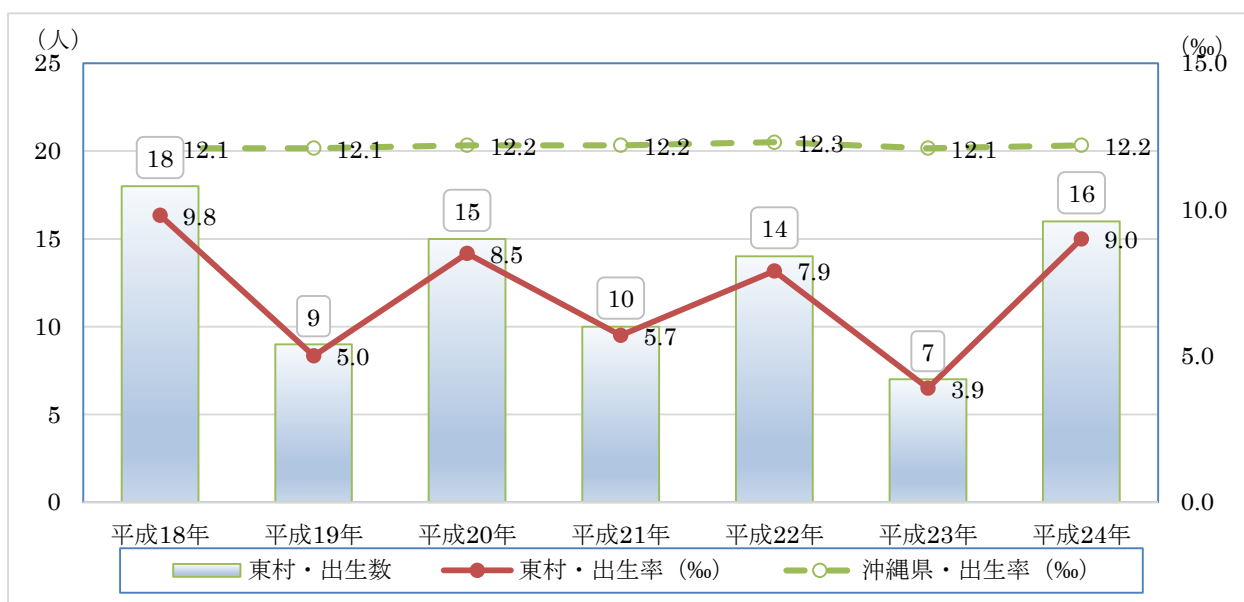
### ア 出生率

平成 18 年から平成 24 年までの本村の出生数は、各年でバラつきがあります。

また、出生率では、出生数と同じくバラつきがあります。具体的に、直近の平成 23 年と平成 24 年をみても、平成 23 年が 3.9%であったのが、翌年の平成 24 年には 9.0%となっています。

さらに、沖縄県と本村の出生率を比べると、本村は常に沖縄県の下に位置にあります。

図表 2- 5 東村の出生数と出生率の推移（平成 18 年～平成 24 年）



資料出所：厚生労働省「衛生統計（人口動態編）」

### イ 合計特殊出生率

女性一人が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率の昭和 58 年から平成 24 年までの推移をみると本村は低下傾向にあります。また、本村と沖縄県全体を比べると、本村は常に高い位置にあります。

図表 2- 6 合計特殊出生率の推移（昭和 58 年～平成 24 年）

	昭和 58 年～ 昭和 62 年	昭和 63 年～ 平成 4 年	平成 5 年～ 平成 9 年	平成 10 年～ 平成 14 年	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年
東 村	2.65	2.39	2.28	2.16	1.85	1.91
沖縄県	2.25	2.03	1.9	1.83	1.74	1.86
全国	-	-	-	1.36	1.31	1.38

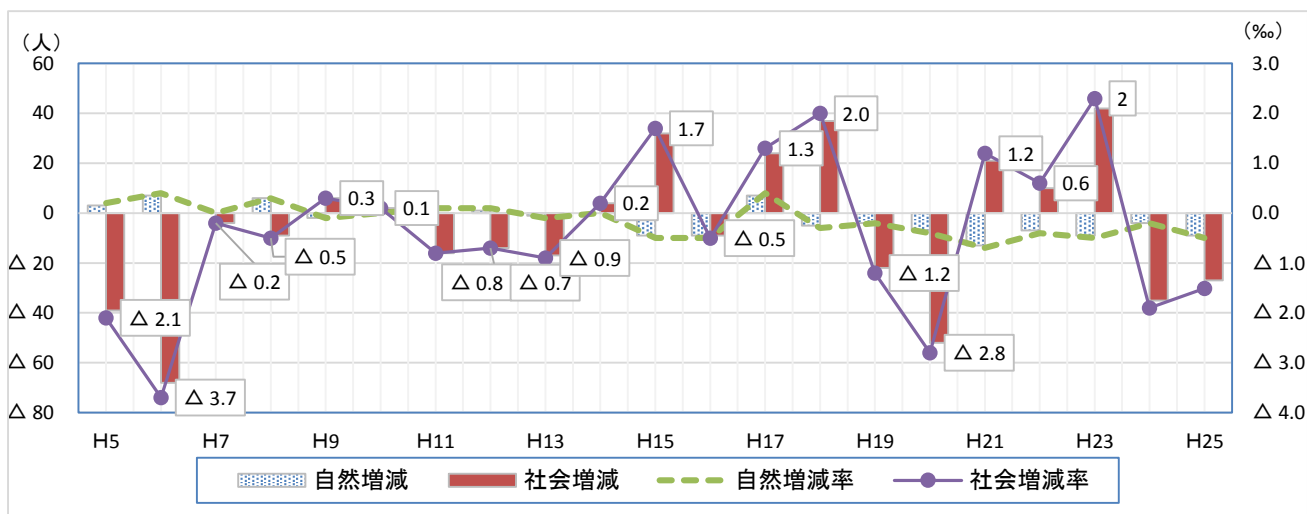
資料出所：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」

## ウ 自然増減<sup>2</sup>と社会増減<sup>3</sup>

平成5年から平成25年までの本村の自然増減数は、平成14年までは増加傾向にありましたが、平成14年以降は減少傾向にあります。

また、社会増減数の推移は、自然増減数と比べてふり幅が大きく、平成19年・平成20年では減少していましたが、平成21年～平成23年は一転として増加しています。しかし、直近は低下傾向にあります。

図表2-7 東村の自然増減と社会増減（平成5年～平成25年）



資料出所：総務省統計局統計調査部国勢統計課「住民基本台帳人口移動報告」

<sup>2</sup>自然増減数＝出生数－死亡数

<sup>3</sup>社会増減数＝転入数－転出数

自然増減率 (%)＝1年間の自然増減数／10月1日現在人口×1000

社会増減率 (%)＝1年間の社会増減数／10月1日現在人口×1000

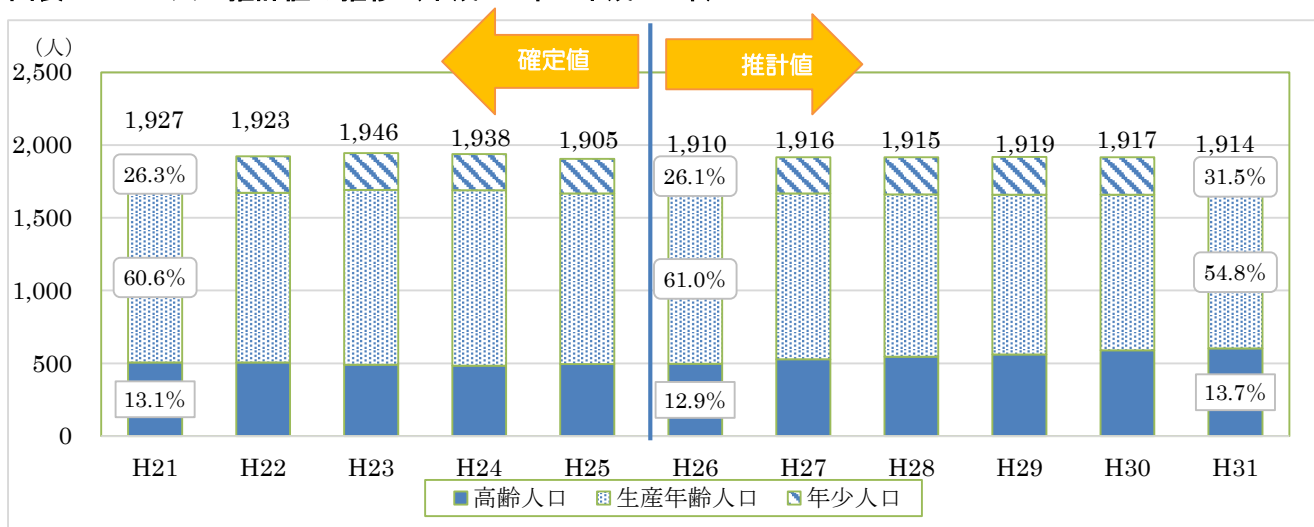
### (3) 人口推計

#### ア 人口推計値の推移

平成 26 年から平成 31 年までの総人口の推計値<sup>4</sup>は、減少傾向にあります。

また、年少人口、生産年齢人口、高齢人口の構成比の変化を平成 21 年（確定値）と平成 31 年（推計値）を比較すると、年少人口が 0.6%上昇、生産年齢人口が 5.8%の低下、高齢人口は 5.2%の低下となっています。

図表 2- 8 人口推計値の推移（平成 26 年～平成 31 年）

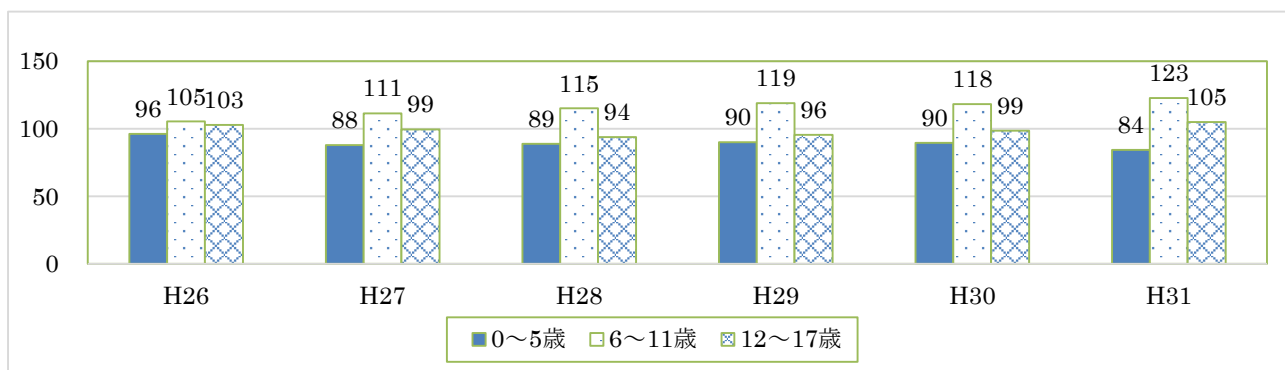


資料出所：住民基本台帳人口より推計

#### イ 児童人口推計値の推移

本村の平成 26 年から平成 31 年までの「0 歳から 5 歳」、「6 歳から 11 歳」、「12 歳から 17 歳」までの児童人口推計では、「6 歳から 11 歳」までの人口推計値が高い傾向にあります。

図表 2- 9 東村児童人口推計値の推移（平成 26 年～平成 31 年）



資料出所：住民基本台帳人口より推計

<sup>4</sup> 人口推計は、各年 3 月の住民基本台帳よりコーホート変化率により推計したものです。



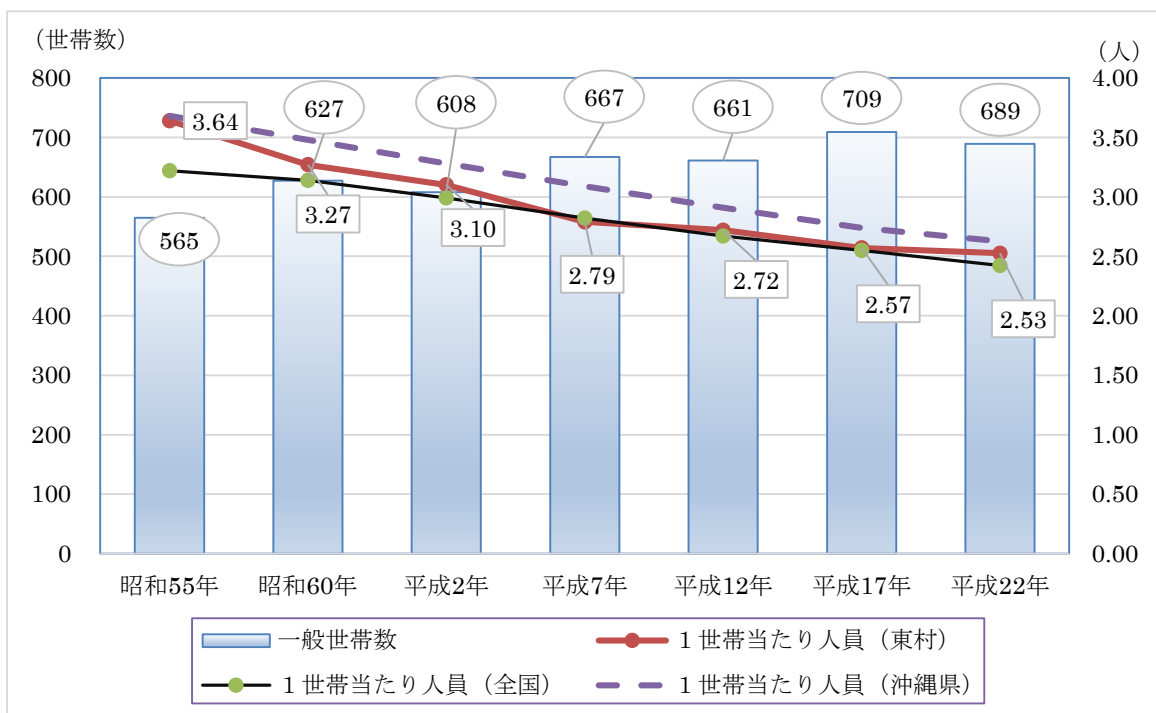
#### (4) 世帯

昭和55年から平成22年までの一般世帯数は、約100件増加しています。

また、1世帯当たり人員においては、昭和55年が3.64人なのが、平成22年では2.53人となっており、1世帯あたり約1人減少したことを表しています。

さらに、本村の一世帯あたりの人員は、沖縄県と比べてやや低い位置にありますが、全国とはほぼ同じ人数となっております。

図表2-10 東村の一般世帯数と一世帯あたりの人員の推移（昭和55年～平成22年）



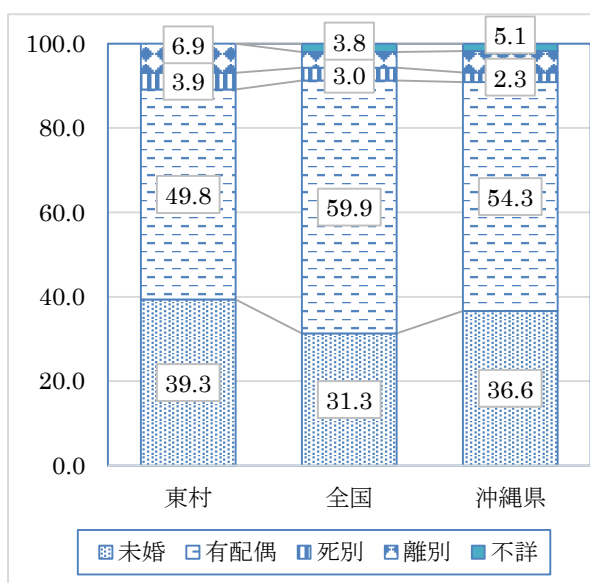
資料出所：総務省統計局「国勢調査」

## (5) 配偶関係

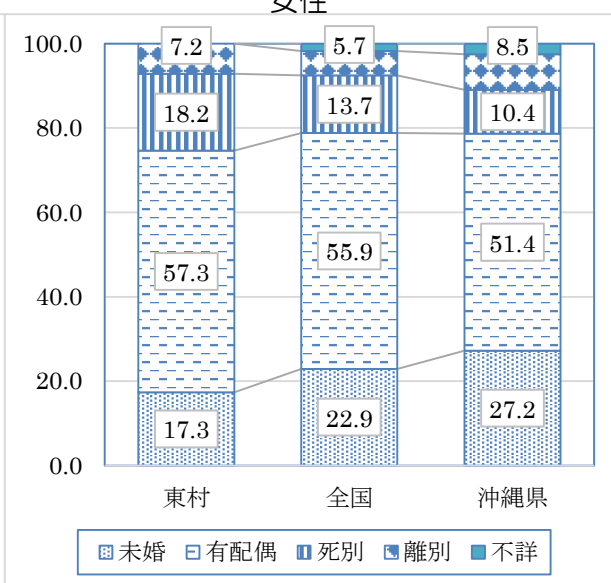
2010年の配偶状態では、東村の男性は全国・沖縄県と比べて、未婚状態の割合が高く、有配偶状態の割合が低いです。

一方、女性では未婚状態の割合が低く、死別の割合が高いです。

図表 2-11 配偶状態 (2010)  
男性



女性



資料出所：総務省統計局「平成22年 国勢調査報告書」

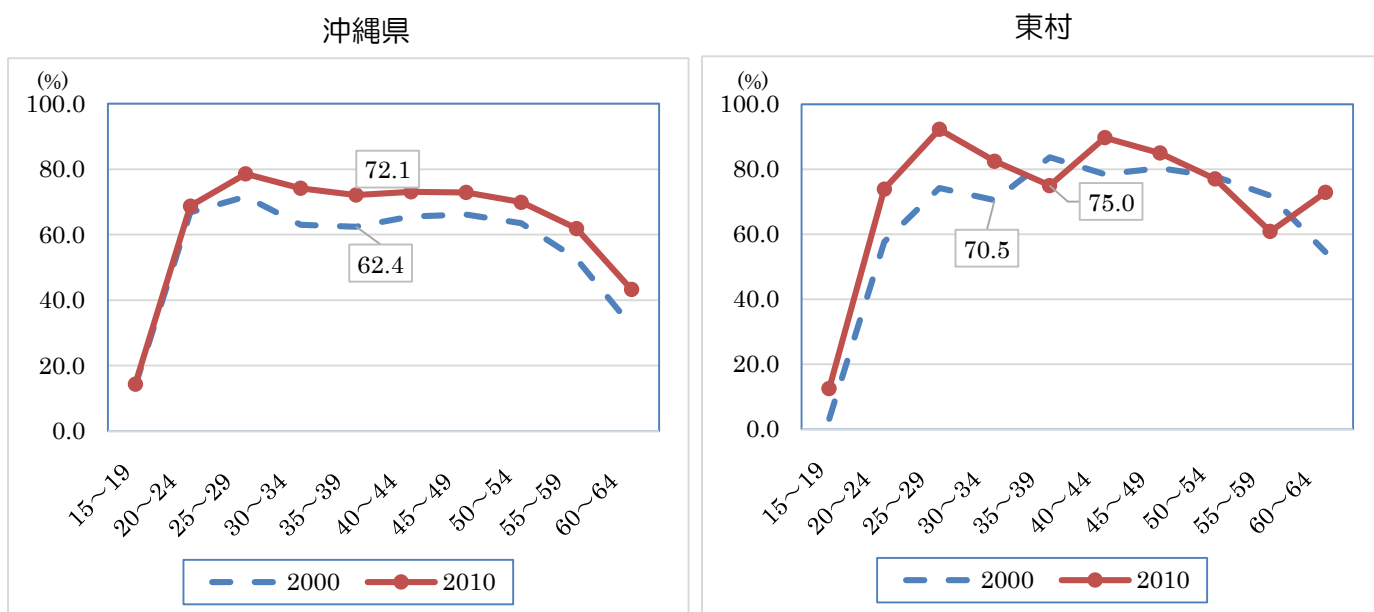
## (6) 労働力状態・産業・従業上の地位

### ア 年齢階級別労働力率

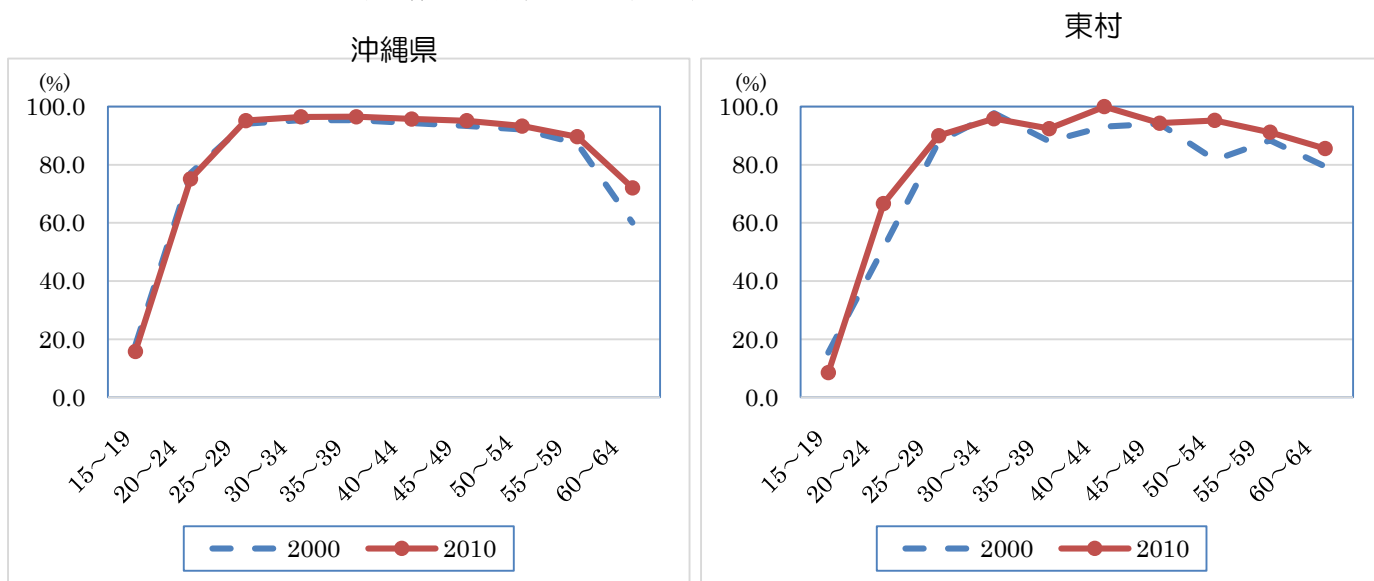
生産年齢の年齢階級別労働力率では、男女で異なった形状をしており男性が逆U字型であるのに対し、女性ではM字型となっています。さらに、東村は、一般的な形状とは異なっています。

2000年と2010年の2時点の変化では、男性は「35～39歳」から「60～64歳」までの年齢階級で上昇にシフトしています。女性では、2000年では曖昧な形状であったのが、2010年ではM字が鮮明になってきており、全体的に上にシフトしている様子がみえます。

図表 2-12 2時点による年齢階級別労働力率（女性）



図表 2-13 2時点による年齢階級別労働力率（男性）



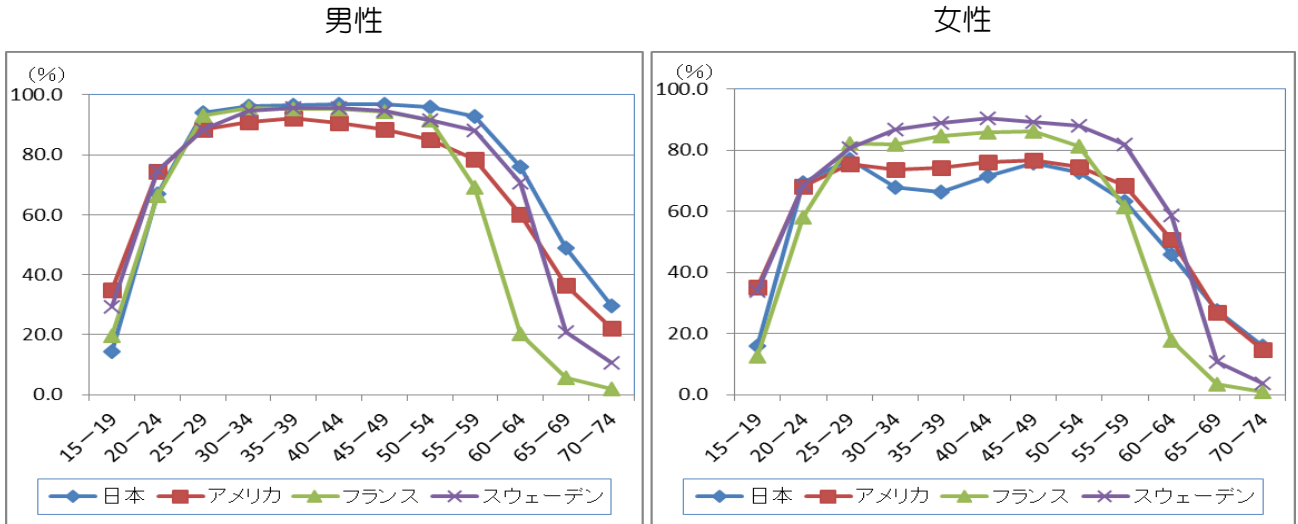
資料出所：総務省統計局「平成12年・平成22年 国勢調査報告書」

## イ 諸外国（先進国）における労働力率

アメリカ、フランス、スウェーデンなどの先進国と日本の年齢階級別労働力を比べてみますと、男性の形状はほぼ同じ逆U字型となっております。

一方、女性をみてみますと、他の国と比べて異なった形状をしております。日本は、他の国と比べて結婚や出産によって「働くことの意欲」が失われる傾向があると考えられます。

図表 2- 14 先進国の年齢階級別労働力率（2010）



資料出所：独立行政法人 労働政策研究・研修機構より加工

## ウ 産業構造

2010年の産業構造では、東村の男性は、「農業、林業」が44.8%と最も高く、以下、「建設業」(9.7%)、「公務(他に分類されるものを除く)」(9.0%)となっています。また、本村の「農業、林業」、「公務(他に分類されるものを除く)」においては、沖縄県・全国と比べて高い位置にあります。

一方、女性においては、「農業、林業」の割合が35.2%と最も高く、以下、「宿泊業、飲食サービス業」(12.2%)、「医療、福祉」(10.0%)となっています。また、本村では、「農業、林業」が沖縄県・全国と比べて高い位置にあり、「医療、福祉」が低い位置にあります。

図表2-15 産業構造(2010)

	男性			女性		
	東村	沖縄県	全国	東村	沖縄県	全国
農業、林業	44.8	5.9	3.8	35.2	2.7	3.5
漁業	3.9	0.8	0.4	0.8	0.1	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業		0.1	0.1		0.0	0.0
建設業	9.7	14.4	11.1	2.5	2.4	2.7
製造業	5.1	5.3	19.5	5.3	4.2	11.7
電気・ガス・熱供給・水道業		0.8	0.7	0.3	0.2	0.2
情報通信業	0.2	2.3	3.5		1.6	1.8
運輸業、郵便業	1.4	7.4	7.7	0.3	1.7	2.4
卸売業、小売業	4.4	12.8	14.2	9.1	17.7	19.4
金融業、保険業		1.5	2.0	0.8	2.5	3.2
不動産業、物品賃貸業	0.4	2.2	2.0		1.5	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	1.2	3.4	3.8	0.3	1.9	2.4
宿泊業、飲食サービス業	4.9	5.8	3.9	12.2	11.1	8.3
生活関連サービス業、娯楽業	3.9	3.1	2.6	3.9	5.2	5.1
教育、学習支援業	2.6	3.8	3.4	7.2	6.9	5.8
医療、福祉	2.5	5.9	4.2	10.0	20.0	18.4
複合サービス事業	1.2	0.7	0.6	1.7	0.7	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	4.4	8.1	6.3	3.6	7.6	5.0
公務(他に分類されるものを除く)	9.0	6.9	4.4	6.6	3.6	2.0
分類不能の産業	0.4	8.9	5.8	0.3	8.5	5.8

資料出所：平成22年 総務省統計局「国勢調査報告」

### 3. 教育・保育環境の状況

#### (1) 保育所の状況

本村には、1カ所の村立保育所があります。平成26年3月31日現在、定員が60名で、入所人数が55名となっています。

また、通常保育外サービスについては、「一時保育」を平成23年度より実施しています。

図表2-16 村立保育所

保育所名	定員	入所人数	通常保育外サービス			
			延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター
東村立保育所	60	55	-	○	-	-
合計	60	55	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所

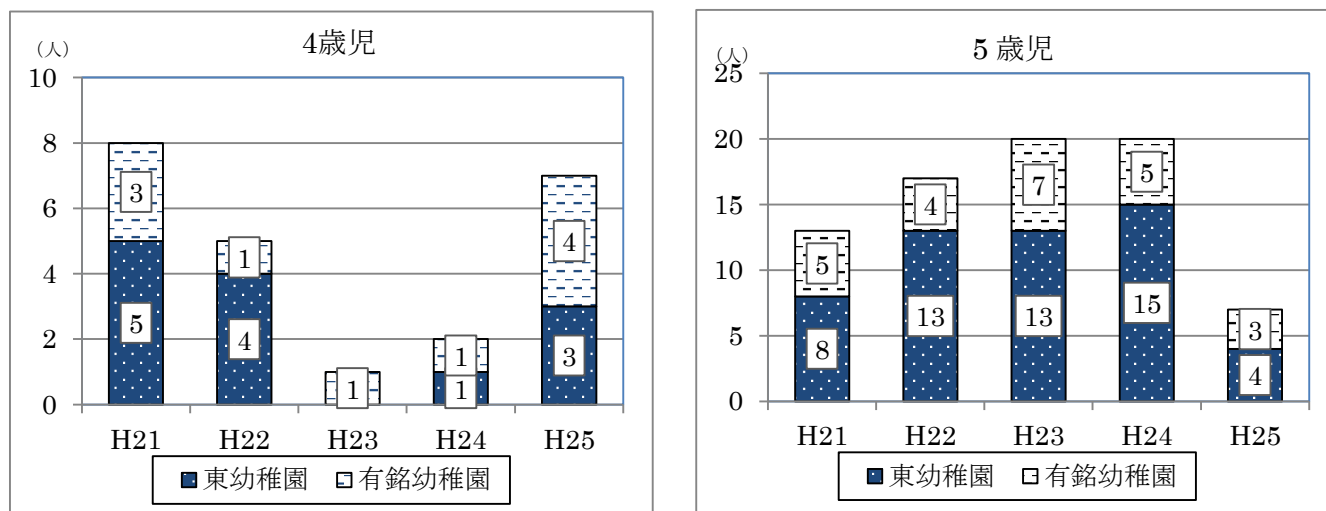
資料出所：東村福祉保健課（平成26年3月31日 現在）

#### (2) 幼稚園の状況

本村の公立幼稚園は、東、有銘の2カ所あり、平成16年度より4歳児・5歳児の2年保育を行っています。

入所児童では、4歳児は平成24年から平成25年にかけて5名増加しており、5歳児は平成24年から平成25年にかけて13名減少しております。

図表2-17 公立幼稚園在園者数の年齢別推移（平成21年度～平成25年度）



資料出所：東村教育委員会(各年度5月1日現在)

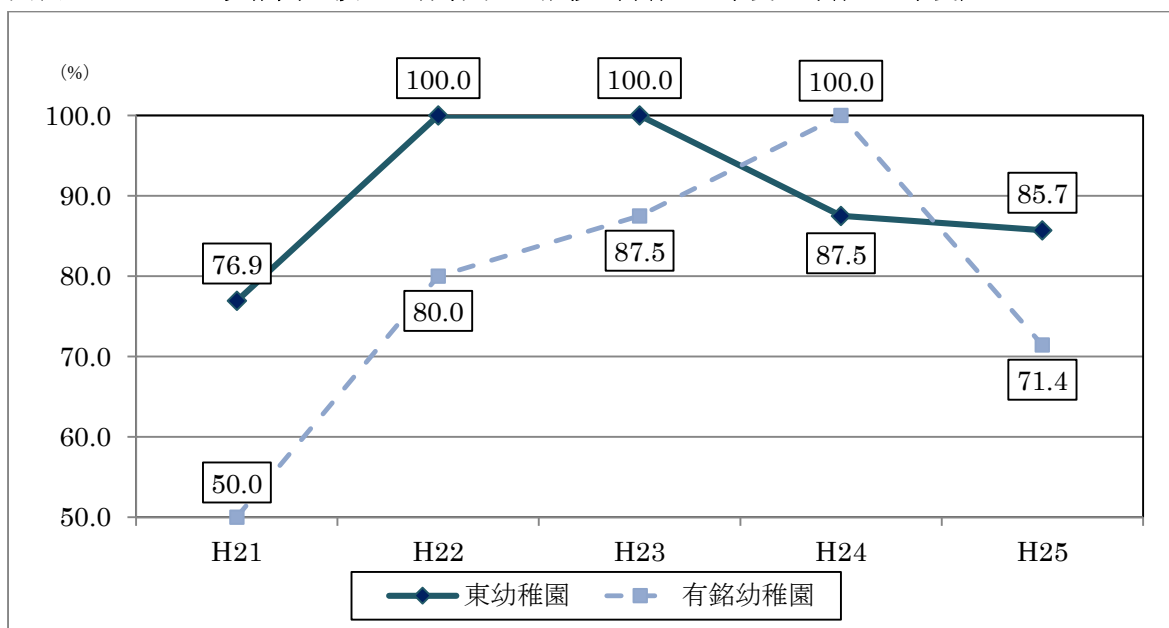
本村の幼稚園の預かり保育者数の推移は、11名から21名の間を推移しています。  
 本村では預かり保育の希望者は全員受け入れており、利用率は、平成22年度から80%以上あります。

図表 2- 18 公立幼稚園在園者数と預かり保育者数の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在園者数(合計)		21	22	21	22	14
	東幼稚園	13	17	13	16	7
	有銘幼稚園	8	5	8	6	7
預かり保育者数(合計)		14	21	20	20	11
	東幼稚園	10	17	13	14	6
	有銘幼稚園	4	4	7	6	5

資料出所：東村教育委員会（各年度 5 月 1 日現在）

図表 2- 19 公立幼稚園の預かり保育率<sup>5</sup>の推移（平成 21 年度～平成 25 年度）



資料出所：東村教育委員会（各年度 5 月 1 日現在）

<sup>5</sup> 各幼稚園の「預かり保育者数」／「在園者数」

### (3) 小中学校の在籍数

#### ア 小学校

本村には、高江小学校、東小学校、有銘小学校の3カ所の小学校があり、平成25年度では110名の児童が通学しています。

図表2-20 公立小学校の児童数

学校名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高江小学校	12	10	9	9	9
東小学校	72	67	64	62	67
有銘小学校	25	22	27	30	34
合計	109	99	100	101	110

資料出所：東村教育委員会（各年度5月1日現在）

#### イ 中学校

本村には、高江中学校、東中学校、有銘中学校の3カ所の中学校があり、平成25年度では45名の生徒が通学しています。

図表2-21 公立中学校の生徒数

学校名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高江中学校	3	4	4	4	4
東中学校	42	42	41	36	29
有銘中学校	18	20	18	12	12
合計	63	66	63	52	45

資料出所：東村教育委員会（各年度5月1日現在）



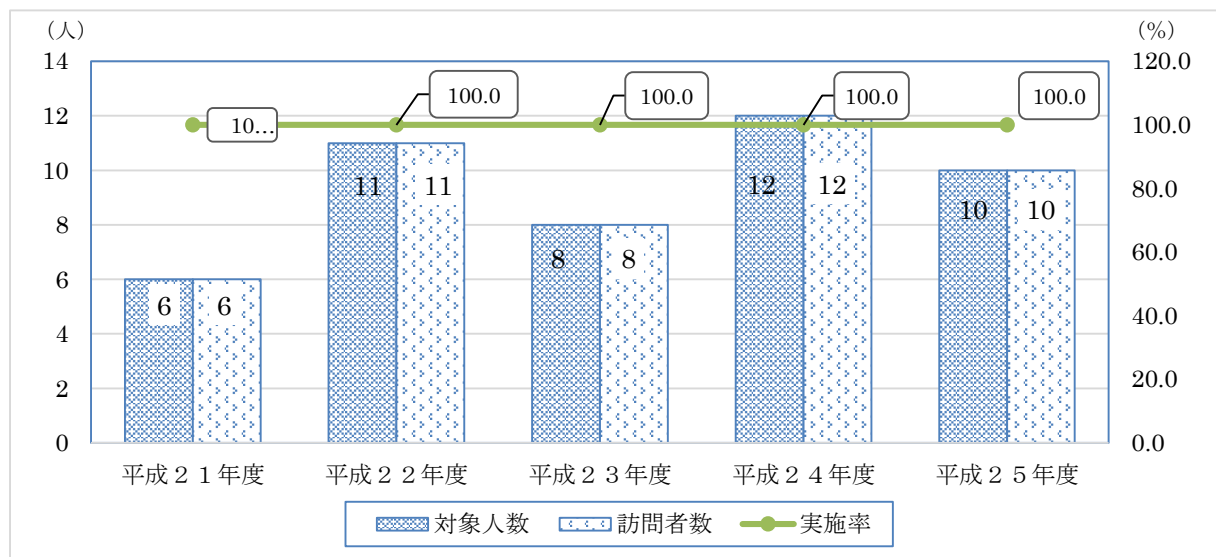
## (4) 母子保健事業

### ア 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

本村では、平成 21 年度から「こんにちは赤ちゃん事業」を行っています。対象者数は平成 22 年度から、10 人前後を推移しています。

また、実施率は開始時から 100%を維持しています。

図表 2- 22 こんにちは赤ちゃん事業推移（平成 21 年度から平成 25 年度）



資料出所：東村福祉保健課（各年度 3 月 31 日 現在）

### イ 離乳食実習

本村では、平成 22 年度より離乳食実習を開催しています。事業は隔年度ごとに行っています。

図表 2- 23 離乳食実習実施状況（平成 22 年度から平成 25 年度）

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数	1	0	1	0

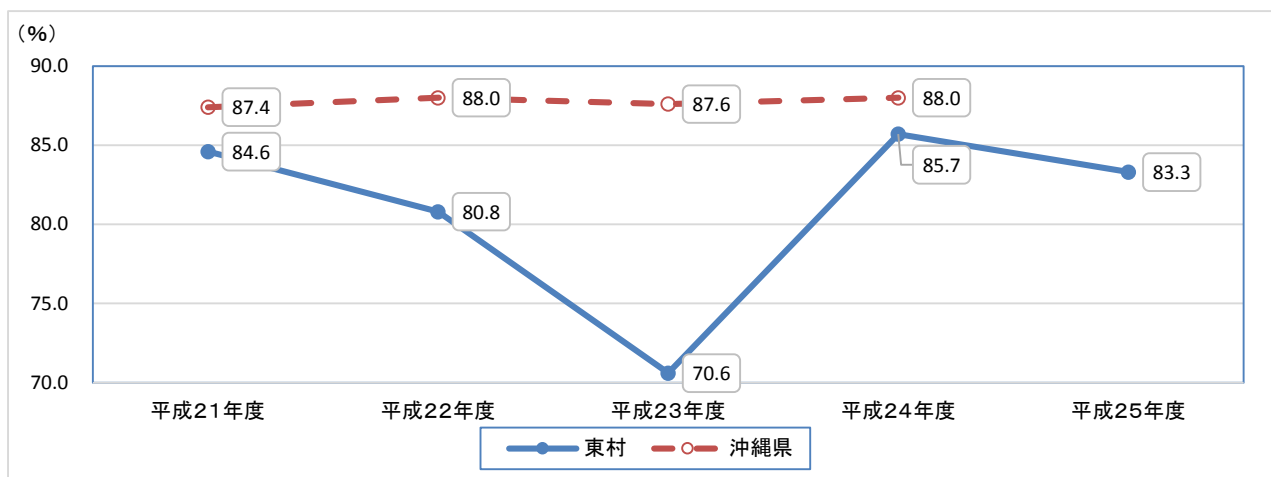
資料出所：東村福祉保健課（各年度 3 月 31 日 現在）

## ウ 乳児一般健康診査

本村の乳児一般健康診査受診率の推移では、平成 23 年度では 70.6%に落ち込んだものの、平成 23 年度以外は、80%以上を推移しています。

また、沖縄県平均と比べると、常に低い位置にあります。

図表 2- 24 乳児一般健康診査受診率の推移（平成 21 年度から平成 25 年度）



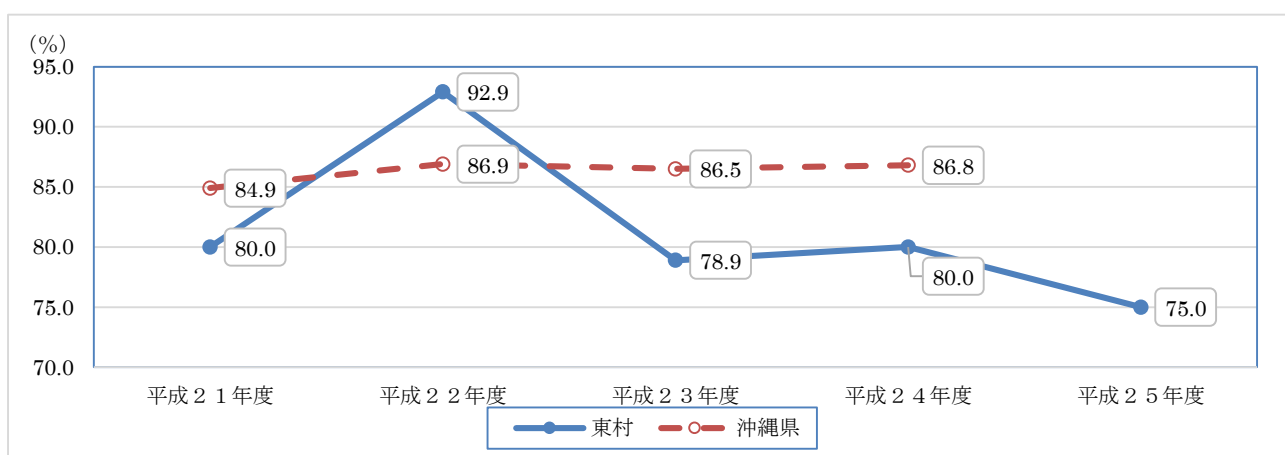
資料出所：東村福祉保健課（各年度 3 月 31 日 現在）

## エ 1 歳 6 カ月健康診査

本村の 1 歳 6 カ月健康診査受診率の推移は、平成 22 年度の 92.9%をトップに、年々、低下してきており、平成 25 年度では 75.0%となっています。

また、沖縄県平均と比べると、平成 23 年度より常に低い位置にあります。

図表 2- 25 1 歳 6 カ月健康診査受診率の推移（平成 21 年度から平成 25 年度）



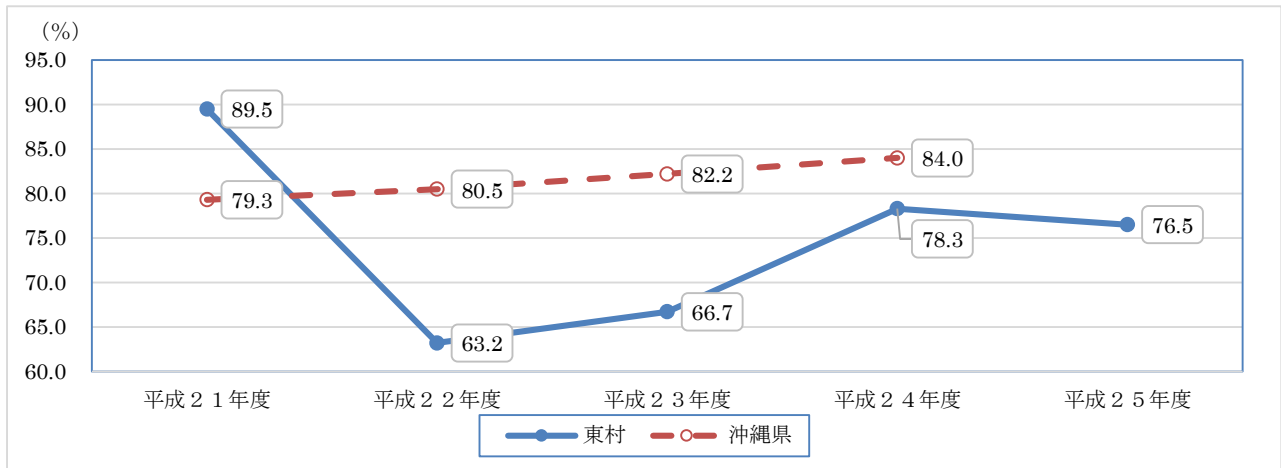
資料出所：東村福祉保健課（各年度 3 月 31 日 現在）

### オ 3歳児健康診査

本村の3歳児健康診査受診率の推移は、年々、上昇をしています。平成22年度では、63.2%が平成25年度では76.5%と約12.3%の上昇となっています。

また、沖縄県平均と比べると、平成22年度より常に低い位置にあります。

図表2-26 3歳健康診査受診率の推移（平成21年度から平成25年度）



資料出所：東村福祉保健課（各年度3月31日 現在）

### カ 歯科健康診査

本村では、平成9年度より歯科健康診査を実施しています。対象年齢は、就学前児童（0歳から5歳）です。

受診率は、平成23年度より低下傾向にあります。

図表2-27 歯科健康診査の受診率

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診率 (%)	82.6	48.7	68.7	51.5	50.0

## 4. 就学前児童を対象としたニーズ調査の分析結果

### (1) 調査概要

#### ア. 調査目的

本調査は、子育ての実態や保育・子育て等に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、日常生活等の実態を把握し、「東村子ども・子育て支援事業計画（仮）」に反映させるための基礎資料とする。

#### イ. 実施期間

平成 26 年 2 月～平成 26 年 3 月

#### ウ. 調査対象

東村在住の小学校就学前児童<sup>6</sup>（0 歳～5 歳児）の保護者全世帯  
配布総数は、61 世帯

#### エ. 有効回収率

80.3%（有効回収件数：49 件）

### (2) 集計結果の概要

#### 住居や家族の状況について

- ▶ 小学校入学前の子どもの面倒を主にみているものは、「父母ともに」(44.4%)、「母親」(39.8%)が高く、補助的にみているものは、「保育所（園）」(25.6%)でした。
- ▶ 保護者のことで、子育てで日常的に悩んでいることや気になることについて、「特になし」(43.5%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(30.4%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(21.7%)が、高くみられました。
- ▶ また、生活環境のことについては、「特になし」(56.0%)、「住居が狭い」(20.0%)が高くみられました。
- ▶ 子育てに関する不安や、悩みごとを相談する相手として、「配偶者・パートナー」(83.3%)、「配偶者以外の家族・親族（親・きょうだいなど）」(56.3%)、「友人・知人」(56.3%)が高くみられました。

<sup>6</sup> 平成 19 年 4 月 2 日～平成 25 年 11 月 15 日生まれ

- 日常的に子どもを見てもらえるものとして、「いない」(39.6%)、「近居の実父・実母」(25.0%)が高くみられました。
- また、緊急時に子どもを見てもらえるものとして、「いない」(28.6%)、「友人・知人」(26.5%)、「近居の実父・実母」(24.5%)が高くみられました。

#### 保護者の就労状況について

- 母親の就労状況について、「フルタイム」(44.9%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(30.6%)が高くみられました。また、父親の就労状況について、「フルタイム」(97.6%)となっていました。

#### お子さんの平日の「教育・保育サービス」の利用状況について

- 小学校就学前の子どもが利用している平日の「教育・保育サービス」の利用状況では、「村立保育所」(51.4%)、「利用する必要がないので、利用していない」(19.8%)、「村立幼稚園」(15.3%)が高くみられました。
- また、今後、「定期的に」利用したい「教育・保育サービス」については、「村立保育所」(67.4%)、「村立幼稚園(4～5歳児の2年保育)」(67.4%)、「預かり保育(幼稚園)」(55.8%)、「学童保育園」(55.8%)となっています。

#### お子さんの土曜・日曜・祝日の「教育・保育サービス」の利用希望について

- 土曜日に、定期的な保育所・幼稚園の利用希望について、「利用する必要がない」(46.1%)、「すでに利用している」(19.7%)、「月に1～2回は利用したい」(19.7%)となっています。
- 日曜日に、定期的な保育所・幼稚園の利用希望について、「月に1～2回は利用したい」(47.7%)、「利用する必要がない」(43.2%)となっています。
- 土・日・祝祭日に教育・保育サービスの利用したい理由として、「土曜・日曜・祝日も仕事があるため」(72.0%)、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」(52.0%)が高くみられました。

#### お子さんの病気の際の対応について

- この1年間で子どもが病気等で教育・保育サービスが受けられなかったものは43.2%あり、その際の対処方法として最も高かったのは、「母親が休んだ」(75.0%)となっています。
- また、病児・病後児のための保育施設の利用希望について、「ある程度(時々)利用したい」(34.8%)、「わからない」(34.8%)、「利用したいとは思わない」(28.3%)となっています。

#### 宿泊を伴う保育事業や不規則の教育・保育事業等の利用について

- この1年間で保護者の用事により、子どもを誰かにみてもらうことがあったかの有無について、「あった」が57.4%あり、その際の対処法として、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(81.5%)、「仕方なく子どもを同行させた」(29.6%)となっています。
- 一時預かり事業の利用希望について、「利用したい」が39.%となっており、利用したい理由は、

「冠婚葬祭」(87.5%)、「私用(買物、習い事など)、リフレッシュ目的」(62.5%)が高くみられました。また、利用する際の希望形態としては、「保育所・幼稚園などの施設で預かる事業」(83.3%)が高くみられた。

- この1年間で保護者の用事により、子ども泊りがけで預けたことがあったかの有無について、「あった」が29.2%あり、その際の対処法として、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(71.4%)、「仕方なく子どもを同行させた」(28.6%)となっています。

#### **幼稚園就園後の希望等について**

- 幼稚園の就園時間の終了後に過ごしている場所として、「自宅」(47.5%)、「習い事」(27.5%)、「学童保育(民間)」(27.5%)となっています。
- 幼稚園の夏休み・冬休み等の長期休暇中の教育・保育サービスの利用希望について、「休み期間中、週に数日利用したい」(46.2%)、「休み期間中、ほぼ毎日利用する必要がある」(42.3%)、「利用する必要はない」(11.5%)となっています。

#### **小学校入学後の希望等と小学校の過ごし方について**

- 小学校低学年の放課後に過ごしている場所としては、「自宅」(68.2%)、「習い事」(50.0%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(36.%)が高くみられました。
- 一方、希望する場所としては、「学校での放課後児童クラブ」(51.3%)、「習い事」(33.3%)が高くみられました。

## 5. 東村放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望に関するニーズ調査

### （1）調査概要

#### ア 目的

小学生の放課後児童クラブ（学童保育）のニーズの確認し、東村の子ども・子育て支援事業計画の策定に反映することを目的とする。

#### イ 調査対象

東村の小学校全児童の保護者を対象とする。（配布総数：48件）

#### ウ 調査方法

学校を介して、アンケート用紙を対象者へ配布回収

#### エ 調査期間

平成26年7月14日～平成26年7月18日

#### オ 調査結果

回収総件数は28件で、回収率は58.3%となっている。

### （2）集計結果の概要

- 平日の学童希望について、「週4日以上利用したい」（33.3%）、「週1～3日利用したい」（12.5%）、「利用希望はない」（54.2%）となっています。
- 土曜日の学童希望について、「（ほぼ）毎週利用したい」（15.4%）、「月1～2回利用したい」（34.6%）、「利用希望はない」（50.0%）となっています。
- 日曜日の学童希望について、「（ほぼ）毎週利用したい」（8.0%）、「月1～2回利用したい」（12.0%）、「利用希望はない」（80.0%）となっています。
- 長期休みの利用希望について、「週4日以上利用したい」（59.3%）、「週1～3日利用したい」（18.5%）、「利用希望はない」（22.2%）となっています。
- 希望する利用料金について、「9,000円以下」が58.3%と最も高く、以下、「9,001円～10,000円」（25.0%）となっています。





# 第 3 章

## 次世代育成支援行動計画の評価

1. 東村の概要
2. 人口統計資料
3. 教育・保育環境の状況
4. 就学前児童を対象としたニーズ調査の分析結果
5. 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望に関するニーズ調査

## 第3章 次世代育成支援行動計画の評価

### 1. 施策評価の方法とその状況

各事業に関連する担当課へアンケート・ヒアリングを行いました（平成26年10月）。

次世代育成支援行動計画（後期）の総事業数は42あり、基本目標別評価の総括は次の通りです。

図表3-1 後期次世代育成支援行動計画の総括表

基本目標	施策の方向性	現状評価・実施状況		
				
		順調	課題あり	未実施
1 地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立の推進	1 地域における子育て支援サービスの充実（1事業）	1	0	0
	2 保育サービスの充実（2事業）	2	0	0
	3 子育て支援のネットワーク作り（1事業）	1	0	0
	4 児童の健全育成（1事業）	0	0	1
	5 仕事と子育ての両立の推進（1事業）	0	0	1
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康の確保（5事業）	3	2	0
	2 「食育」の推進（1事業）	1	0	0
	3 思春期保健対策の充実（1事業）	0	0	1
	4 小児医療の充実（1事業）	1	0	0
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次世代の親の育成（1事業）	0	0	1
	2 学校における教育環境等の整備（10事業）	10	0	0
	3 家庭や地域の教育力の向上（2事業）	2	0	0
	4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進（1事業）	1	0	0
4 子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保	1 良質な住宅の確保（1事業）	1	0	0
	2 安心して外出できる環境の整備（1事業）	1	0	0
	3 安全で安心な地域づくりの推進（1事業）	1	0	0
	4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進（2事業）	2	0	0
5 要保護児童へのきめ細やかな取組みの推進	1 児童虐待防止対策の推進（2事業）	1	1	0
	2 母子家庭等の自立支援の推進（2事業）	2	0	0
	3 障がい児施策の充実（1事業）	0	1	0
6 今後の課題と展望	1 子どもの生み育てやすい地域環境の創造をめざして（5事業）	2	0	3
総計		32	4	7
構成比（%）		73.8%	9.5%	16.7%



## 2. 事業別の評価

### 基本目標 1 地域における子育ての支援及び職業と家庭生活の両立の推進

#### 1. 地域における子育て支援サービスの充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. ファミリー・サポート・センター支援事業 【環境保健衛生課】	「ファミリー・サポート・センター」は、育児支援を受けたい人や逆に行いたい人、さらに、両方を行いたい人々を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園や幼稚園等への送迎及び預かり育児などのサポートを行うものです。本村では、「ファミリーサポネットおきなわ北部センター」が隣接市町村も含めて担い手になる予定ですので、その活動を支援し協力するものと致します。	新規	設置箇所	0	0	1	1	1	 順調	—


#### 2 保育サービスの充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 通常保育事業 【住民福祉課】	本事業は、児童福祉法第 39 条第 1 項に基づき、保護者の労働や疾病その他の理由により家庭において乳幼児の保育ができない場合に保護者の委託を受けて保育することを目的として実施される事業です。そして、保育所はその目的で設置された児童福祉施設です。	継続	設置	1	1	1	1	1	 順調	—
2. 一時預かり事業 【住民福祉課】	本事業は、保護者が病気や出産、家族の病気介護、冠婚葬祭、急な出張などの非常時で保育が困難である場合、並びにパートタイム勤務などのために保育ができない場合に、一時的または週に数日、子どもを預かる事業です。	新規	設置	0	1	1	1	1	 順調	—

#### 3 子育て支援のネットワーク作り

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 母子保健推進員活動の充実 【環境保健衛生課】	本村では、身近な子育ての先輩及び相談者として、母子保健推進員を各字に配置し、安心して出産や子育てができるように支援しています。今後とも母子保健推進員活動の充実強化を図り、母子保健に対する問題を把握するとともに、地域のネットワークづくりに努めます。	継続	事業実施	実施	実施	実施	実施	実施	 順調	—

#### 4 児童の健全育成

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 放課後児童健全育成事業 【教育委員会】	本事業は、保護者が昼間家庭に不在の状況にあるおおむね 10 歳未満の児童に、遊びや生活の場を与えることによって、児童の健全育成を図ることを目的に実施されるものです。事業実施に当たっては、今後の地域ニーズを踏まえて検討するものとします。	継続	—	—	—	—	—	—	 未実施	—




※東村では放課後児童健全育成事業に対応するものとして平成 24 年度より「学校安全監視員」の配置を実施し、放課後の校庭で児童が安全に過ごせるよう取り組んでいます。

## 5 仕事と子育ての両立の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 仕事と子育ての両立支援のためのセミナー等の開催 【住民福祉課】	本事業は、仕事をしている方や地域住民などを対象に、仕事と子育ての両立のためのセミナーや会議などの開催に努めます。また関係法制度の広報・啓発・情報提供等について国、県、関係団体等と連携を図りながら推進するものとします。	継続	—	—	—	—	—	—		—

## 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進


### 1 子どもや母親の健康の確保

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 妊婦健康診査事業 【環境保健衛生課】	本事業は、母子保健法第8条の2及び第13条に基づき、妊娠中の疾病の早期発見や早期治療及び健康管理などの目的で実施されています。また親子健康手帳(母子健康手帳)は、妊娠や出産及び育児に関する健康記録として活用されています。	継続	実施件数	14	16	13	10	—		—
2. 乳幼児一般健康診査事業 【環境保健衛生課】	本事業は、母子保健法第8条の2及び12や13条に基づき、乳幼児における病気(発達障がいなどを含む)の早期発見や早期治療、並びに親子の総合的な健康相談や育児相談に応じるなど、乳幼児期を健やかに過ごすことを目的に実施しています。	継続	実施率	63.2	66.7	78.3	76.5	—		健診へ参加しやすい日程等の調整をし、受信率向上に努める。
3. 乳幼児歯科検診事業 【環境保健衛生課】	本村は虫歯の罹患率が高く、大きな課題となっています。平成21年度は、受信対象者206人に対して149人が受信し、受診率は72.3%となっています。今後は、歯科検診での予防啓発とともに、保護者への正しい知識や栄養面からの指導を結びつけ、親子での意識向上に取り組めます。また、フッ素塗布を継続し、1日3回又は寝る前の歯磨きを習慣とさせ、虫歯ゼロを目指します。	継続	受診率	48.7	68.7	51.5	50.0	—		—
4. 予防接種事業 【環境保健衛生課】	本事業は、予防接種法第3条に基づき、乳幼児を対象に行い、免疫力を高めるとともに感染症を予防することを目的に実施しています。	継続	受診率	57.1	18.1	28.6	70.0	—		予防接種を受けない家族が多くなっている。
5. 妊産婦・新生児訪問指導事業 【環境保健衛生課】	本事業は、母子保健法第11条、第117条に基づいて、妊婦及び産婦と新生児を対象に保健師等が家庭訪問し、日常生活等の指導を行うとともに、疾病予防、発育、栄養等について適切な指導を行い、異常の早期発見、治療等について指導することを目的に実施しています。	継続	件数	2	5	1	2	—		—

### 2 「食育」の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 食に関する学習機会や情報の提供 【環境保健衛生課】	本村における乳幼児などに対する「食に関する学習機会や情報の提供」については、出生者が少ないので、初産などの希望者を対象に、離乳食教室や母親教室を個別で実施しています。なお、子育てサークルにおける調理実習は継続して実施し、食育事業につなげるものとします。	継続	実施回数	2	5	5	2	2		—

### 3 思春期保健対策の充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況		
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況	
1. 思春期保健対策 【環境保健衛生課】	思春期における性教育は、性に関する健全な考え方を育み、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることを目的に行われますが、村内中学生を対象に、学校や県福祉保健所と連携して実施するものとします。	継続	-	-	-	-	-	-	-		-

### 4 小児医療の充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況		
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況	
1. 乳幼児医療費助成事業 【環境保健衛生課】	本事業は、乳幼児(0~6歳児)の医療費の一部を助成することにより、病気の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持増進を図ることを目的に実施しています。	継続	助成額 (千円)	2,005	2,043	4,096	3,741	-	-		-







## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 1 次世代の親の育成

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況		
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況	
1. 中高校生の乳幼児ふれあい体験学習 【教育委員会】	中高生が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所や幼稚園及び、乳幼児健康診査の場等を活用した、乳幼児とのふれあい体験事業の推進に努めます。	継続	-	-	-	-	-	-	-		-

### 2 学校における教育環境等の整備


事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況		
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況	
1. きめ細やかな学習指導の充実 【教育委員会】	本村がめざす「21世紀を担う人材育成」の実現に向け、「読み、書き、計算」など各教科の基礎的及び基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、問題解決的な学習や体験的な学習及び習熟程度に応じた指導など、学習形態の工夫による「子ども一人一人に応じた、きめ細かな指導の充実」の推進に努めます。	継続	-	-	-	-	-	-	-		-
2. 地域の教材や人材の活用による学校教育の活性化 【教育委員会】	地域の教材や人材の活用、並びに学校以外の様々な分野の方に協力いただき、学校教育の活性化を推進するとともに、自分の地域や郷土に誇りを持つ児童生徒の育成に努めます。	継続	-	-	-	-	-	-	-		-

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
3. 道徳教育の充実 【教育委員会】	命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共心などの規範意識、正義感や公正・公平を重んじる心、美しいものに感動する豊かな感性などの「豊かな心」を育むため、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。	継続	実施回数	1	1	1	1	1	 順調	—
4. 多様な体験活動の推進 【教育委員会】	地域と学校教育が連携し、多様な体験活動の展開に努めます。 ①韓南大学(韓国)、東海大学(台湾)学生との教育交流会 沖縄国際大学セミナーハウスにおいて研修滞在する外国人学生と東村の小中学生が教育交流を通して、身近に外国の文化や言葉に触れ、国際理解を深めるとともに幅広い国際性を身につけます。 ②交流の翼 山形県酒田市八幡地区の児童を東村に受け入れ、民泊体験や交流会を通して気候や文化、暮らし方の違いなどを実際に体験してもらうとともに、お互いの親睦と友情のきずなをより一層深める機会とします。 ③沖縄県芸術祭東村移動展(写真選抜展) 都市地区に比較して、日頃、学術作品を鑑賞する機会が少ない本村の幼児・児童・生徒に県内の個性的で優れた芸術家の作品に接してもらうことにより、豊かな心と感性を育みます。	継続	—	—	—	—	—	—	 順調	—
5. 豊かな心を育むネットワーク作り 【教育委員会】	学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくりを推進します。	継続	—	—	—	—	—	—	 順調	—
6. 学校におけるスポーツ環境の充実 【教育委員会】	地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業を充実させるだけでなく、学校におけるスポーツ環境全般の充実に努めます。	継続	—	—	—	—	—	—	 順調	—
7. 健康教育の推進 【教育委員会】	生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるために、子どもたちへの健康教育を推進します。	継続	学校保健委員会の実施	—	—	—	—	—	 順調	—
8. 安全で豊かな学校施設の整備 【教育委員会】	子どもに安全で豊かな環境を提供するため、学校施設の整備を図ります。	継続	—	—	—	—	—	—	 順調	—
9. 専門家による相談支援体制の強化 【教育委員会】	不登校やいじめ及び少年非行時の問題行動等に対応するため、専門的な相談体制の強化に努めます。	継続	—	—	—	—	—	—	 順調	—
10. 特色ある学校づくり 【教育委員会】	地域の実情に応じるとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進に努めます。	継続	—	—	—	—	—	—	 順調	—

### 3 家庭や地域の教育力の向上


事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 子育て相談体制の整備 【教育委員会】	いじめや不登校等に関わる悩みや不安等のある幼児児童生徒及び保護者等の相談相手として教育相談員を配置し、学校における教育相談体制の充実に努めます。	継続	教育相談員の配置	1	1	1	1	1		—
2. 世代間交流の推進 【教育委員会】	地域の教育力の向上を図るため、世代間交流の推進に努めます。また、事業実施にあたっては、学校施設を開放するなど地域と学校の連携を進めます。	継続	—	—	—	—	—	—		—

### 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 有害図書から守るための取組み 【教育委員会】	近年、情報収集やコミュニケーション等が便利になってきた反面、携帯電話の出会い系サイトやインターネットによる有害情報の蔓延により、子ども達を取り巻く環境が悪化してきています。家庭や学校、地域における情報の適正な利用についての啓発を図るとともに、「子どもを取り巻く犯罪」についての知識向上と対策について学ぶ機会を提供し、様々な犯罪に対する知識や対策の習得に努めます。さらに、PTA や関係機関、地域住民と連携をして、性や暴力等の有害情報について、関係業界に対する自主措置の強化に努めます。	継続	—	—	—	—	—	—		—

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保

### 1 良質な住宅の確保

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 多子世帯等の優先入居の促進 【住民福祉課】	現在、本村には86戸の村営住宅が建設され、若者の定住促進と地域の活性化が図られています。今後は、子育て期にある多子世帯等を中心に優先入居の促進に努めます。なお、事業推進に当たっては、村営住宅への入居希望や宅地の需要についての確に把握するとともに、若い世代の定住を促進するため、村営住宅の建設や住環境の整備拡充に努めます。	継続	—	—	—	—	—	—		—



### 2 安心して外出できる環境の整備

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 交通安全教室の開催事業 【教育委員会】	本事業は、子どもや保護者を対象に、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的に実施しています。	継続	実施回数	1	1	1	1	1		—

### 3 安全で安心な地域づくりの推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 防犯灯の設置事業 【総務財政課】	防犯灯は、安全で良好な地域環境を確保し、住民の生命及び財産を保護することを目的で設置されています。本村では各字からの防犯灯整備要請に応じて設置されていますが、字へ維持管理を委託することにより今後も安全で安心な地域づくりを推進してまいります。	継続	維持管理の実施	実施	実施	実施	実施	実施		—

### 4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. バトロール活動 推進事業 【教育委員会】	本村では、子どもを犯罪等の被害から守るとともに、青少年の深夜徘徊及び非行防止などのため、長期休み期間や夏祭り終了後等に PTA やボランティアによる夜間バトロールを実施しています。今後も引き続き、地域住民や関係期間等の協力の下で、バトロール事業の推進に努めます。	継続	バトロール実施	1	1	1	1	1		—
2. 「子ども 110 番の家」 【教育委員会】	平成 9 年全国的に通学途中の年少者を狙った凶悪事件が多発したのを契機に、児童等が気軽に駆け込救助を求める緊急避難場所として事業所や商店を中心に、「子ども 110 番の家」の設置が推進されました。	継続	設置箇所	22	22	22	22	22		—



### 基本目標 5 要保護児童へのきめ細やかな取組みの推進

#### 1 児童虐待防止対策の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 児童家庭相談業務の推進 【住民福祉課】	「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成 17 年 4 月から児童相談に応じることが法律上明確化されました。本村においても子どもに関する家庭生活全般の困りごとや悩み等の相談業務を推進し、支援を必要とする児童の状況を的確に把握できるよう努めるものとします。	継続	相談件数	4	3	1	1	2		—
2. 東村要保護児童対策協議会の運営 【住民福祉課】	東村要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法に基づき設置した協議会で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換及び適切な連携の下での支援を実現するものであり、その活動の運営に努めます。	継続	実施回数	0	3	2	4	2		問題解決のための力量形成が必要である。



## 2 母子家庭等の自立支援の推進

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 母子・父子家庭 医療費助成事業 【住民福祉課】	母子及び父子家庭並びに養育者家庭に対して、その生活の安定と自立を支援し、保健の向上と福祉の増進を図るために医療費の一部を助成しています。今後も引き続き母子及び父子家庭等に対し、自立支援も含めて医療費助成事業を実施していきます。	継続	助成額 (千円)	400	1,250	765	418	—	 順調	—
2. 母子・寡婦貸付 事業 【住民福祉課】	「母子・寡婦貸付事業」は、母子や寡婦に対して事業開始(継続)資金や就学資金、技能習得資金等の貸し出し業務を行っています。本業務は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づいて沖縄県の行う事業であります。市町村が窓口となっていることから、引き続き業務の推進を図ります。	継続	件数	1	1	0	0	—	 順調	—

## 3 障がい児施策の充実

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 「東村障害者福祉計画」と連携した障がい児対策 【住民福祉課、教育委員会】	発達の遅れがみられる子どもの早期発見、並びに学習障害、注意欠陥及び多動性障害、多機能自閉症等、教育及び療育に特別のニーズがある子ども等への支援にあたっては、「東村障害者計画」(平成19年10月)などと連携して、適切に推進していくものとします。	継続	就学指導 委員会開 催回数	2	2	2	2	2	 課題有	支援員の人材 確保が難しい

## 基本目標6 今後の課題と展望

### 1 子どもの生み育てやすい地域環境の創造をめざして

事業 【担当課】	概要	新規 継続	指標	H22	H23	H24	H25	H26	現状評価・実施状況	
				実績	実績	実績	実績	実績	現状評価	実施状況
1. 出会いあっせん 特別対策事業の検討 【福祉保健課】	未婚及び晩婚の男女に対し、出会いのあっせん	新規 検討	—	—	—	—	—	—	 未実施	—
2. 結婚奨励特別対 策事業の検討 【福祉保健課】	結婚に対する特別奨励金	新規 検討	—	—	—	—	—	—	 未実施	—
3. 出産奨励特別対 策事業の拡充 【福祉保健課】	出産に対する特別奨励金 ※現在本村で実施されている「出産祝金交付」を拡充する事業として位置づけます。	拡充 検討	祝金支払 件数	13	9	11	9	—	 順調	—
4. 児童養育特別対 策事業の検討 【福祉保健課】	就学前児童に対する養育特別奨励金 ※国の「子ども手当」が支給されると、それで代替するものとします。	新規 検討	児童手当 支払額 (千円)	30,576	34,913	31,350	28,730	—	 順調	—
5. 教育奨励特別対 策事業の検討 【教育委員会】	小・中・高・大学、専門学校生に対する特別奨励資金 ※国の「子ども手当」や「公立高校における教科書の無償配布」が実施されると、その対象外である大学や専門学校生を対象とします。	新規 検討	—	—	—	—	—	—	 未実施	—



# 第 4 章

## 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

2. 基本的視点

3. 基本目標

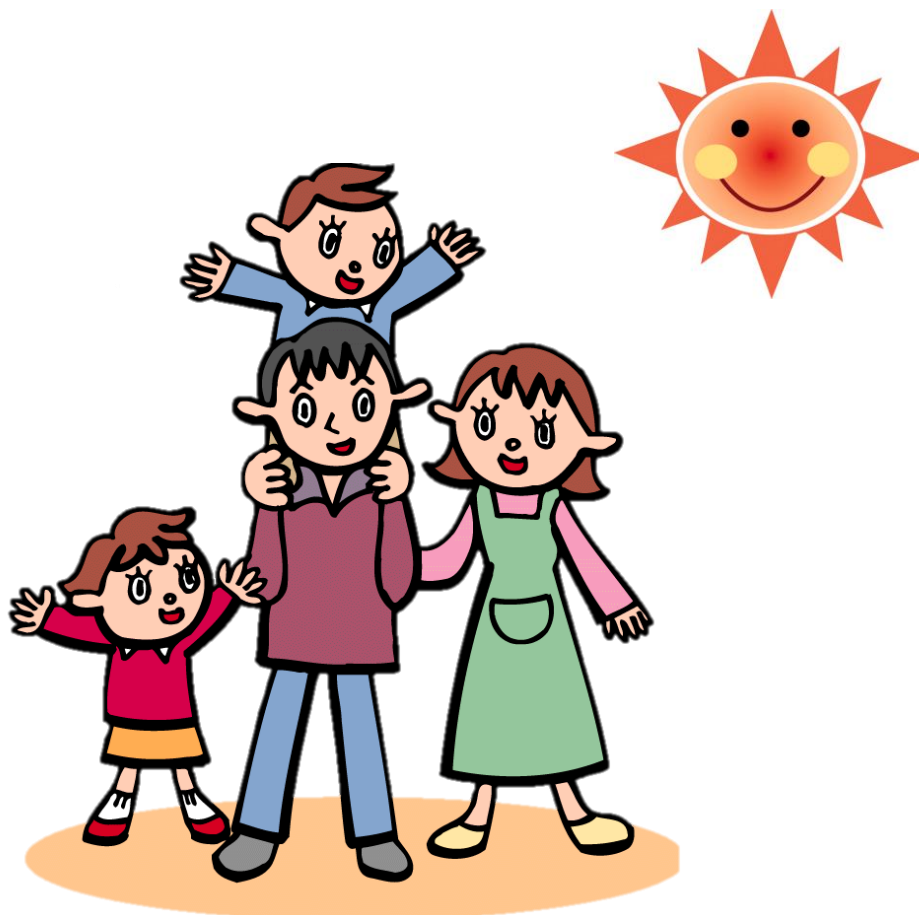
## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

本計画は村の上位計画である「第4次東村総合計画」では、基本目標を緑と水の山原型生活環境の創出、生きがいを実感できる健康福祉の充実、生きる知恵と心と健康な体を育む教育文化の創造、活力に満ちた産業の育成を挙げており、本村が目指すべき将来像として、『山と水の光輝く交流型農村をめざして』を掲げています。

また、今回の子ども・子育て支援事業計画では、前計画（東村後期次世代育成支援行動計画）と同様に、「子どもの利益が最大限尊重されること」、「子どもを生き育てやすい環境整備を目指すこと」において、同様の性格を有するものと考えられます。このことから、本計画の基本理念も前計画の理念を引き継ぐものとしします。

子育ての喜びが実感できる みんなで支える東村の豊かな未来



## 2. 基本的視点

本計画の策定にあたって重視すべき基本的な視点を、次のように設定します。

### ①子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取組を推進するものとします。

### ②地域社会全体による全ての子どもと家庭に対する支援の視点

次代を担う子どもたちの支援に当たって、父母及びその他の保護者の子育て活動と仕事の支援のみならず、子育てに対する負担感や孤立化等の問題を踏まえ、広い観点から推進するものとします。

また、子育て支援については保護者が第一義的責任を前提としつつ、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた地域社会全体で協力した取組を推進するものとします。

### ③地域特性の重視と地域社会資源の効果的な活用の視点

都市部と農村漁村の人口構造や産業構造、更には社会資源の状態など地域の特性は様々であり、それらに伴い利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、本村の地域特性を踏まえた主体的な取組を推進するものとします。

さらに、本村の各種公共施設の活用をはじめ、民生委員や児童委員等の関係機関及び各種民間団体等の地域人材の協力体制の確立とともに、自然環境や伝統文化等の社会資源の効果的な活用の取組を推進するものとします。

### 3. 基本目標

#### (1) 基本目標の考え方

本計画は、前計画である「東村 後期次世代育成支援行動計画」における取組の評価に加え、本村の基礎統計、ニーズ調査における分析結果を勘案します。

さらに、「基本理念」「基本的視点」に基づき、本計画の推進により課題解決のため取り組むべき分野及び目指すべき目標を示すものとして、「基本目標」を次のように定めます。

##### 1. 教育・保育、子育て施策の充実

平等な教育・保育サービス提供体制の整備による教育・保育の量の拡充と質の向上の推進を図るものです。

##### 2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

村民が安心して子どもを産み育てることができる環境整備を図るものです。

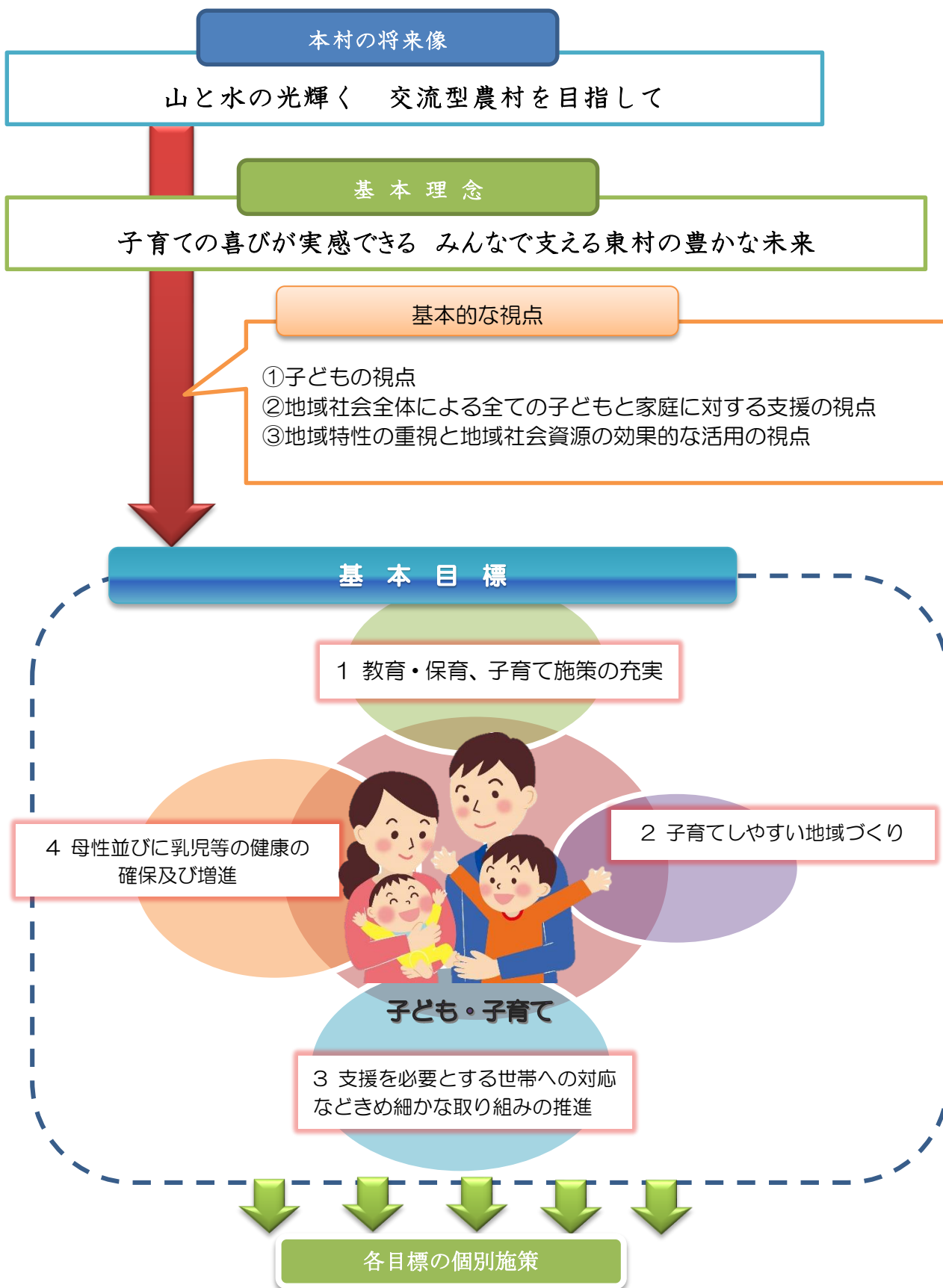
##### 3. 子育てしやすい地域づくり

すべての地域の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進を目指すものです。

##### 4. 支援を必要とする世帯への対応などきめ細やかな取り組みの推進

障がいのある児童を養育する世帯・ひとり親世帯など、支援を必要とする子育て世帯へきめ細やかな支援体制の整備を行うものです。

## (2) 施策体系







# 第 5 章 施策の展開

1. 計画の推進体制
2. 住民参加と情報発信
3. 施策の体系図
4. 基本施策の展開

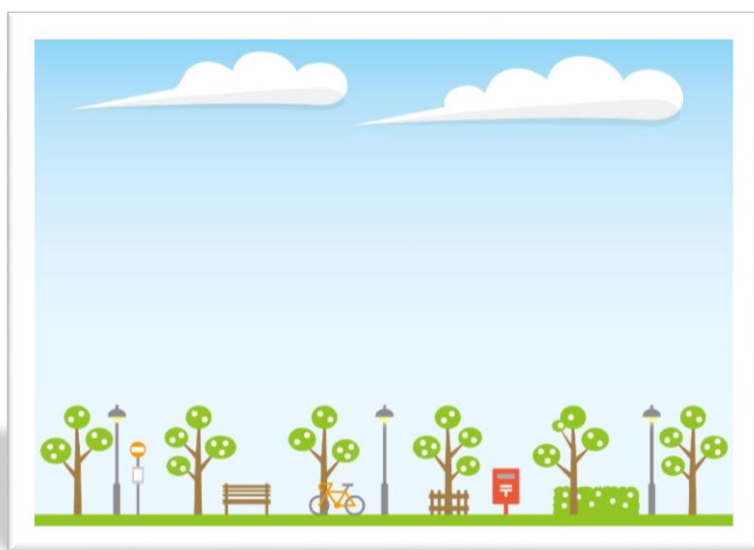
## 第5章 施策の展開

### 1. 計画の推進体制

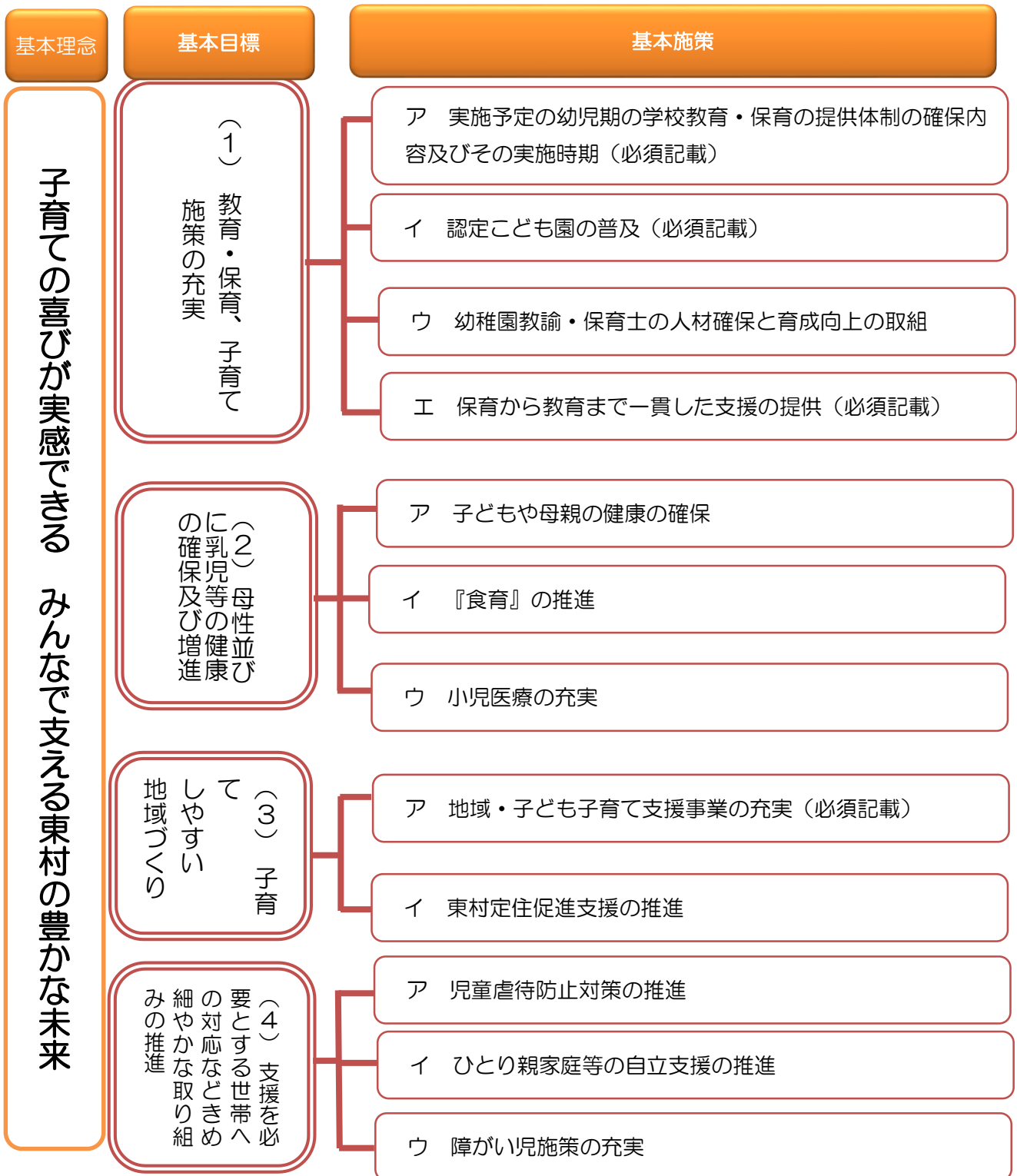
本計画の推進にあたって、村内関係機関（保育所・幼稚園）などの子育て支援事業、学校、企業、住民、家庭、企業、事業所等）と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組んでまいります。また、社会情勢など急速な変化にも柔軟に対応しながら事業に反映させ、新たな課題にも積極的に取り組み、早期解決を目指します。

### 2. 住民参加と情報発信

本計画の推進にあたっては、地域全体で子育てをすることを重点においています。そのために、子育てされている家庭を始めとして、村内関係機関、村民全体へ、よりニーズに合った情報の提供を積極的に行えるように努めます。



### 3. 施策の体系図



#### 4. 東村子ども・子育て支援事業計画における事業の総括表

基本目標	基本施策	事業名	担当
(1) 教育・保育、子育て施策の充実	ア. 実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期		福祉保健課 教育委員会
	イ. 認定こども園への移行と普及に係る考え方		福祉保健課 教育委員会
	ウ. 幼稚園教諭・保育士の人材確保と育成向上の取組		福祉保健課 教育委員会
	エ. 保育から教育まで一貫した支援の提供		福祉保健課 教育委員会
(2) 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進	ア. 子どもや母親の健康の確保	(ア) 妊娠健康診査事業の充実	福祉保健課
		(イ) 乳児一般健康診査事業の充実	福祉保健課
		(ウ) 歯科検診の充実	福祉保健課
		(エ) 予防接種率の向上	福祉保健課
		(オ) 妊産婦・新生児訪問指導事業の推進	福祉保健課
		(カ) 母子保健推進員の充実	福祉保健課
	イ. 『食育』の推進	(ア) 食に関する学習機関や情報の提供	福祉保健課
エ. 小児医療の充実	(ア) 小児医療費助成事業の推進	福祉保健課	
(3) 子育てしやすい地域づくり	ア. 地域子ども・子育て支援事業の充実	(ア) 利用者支援事業	福祉保健課
		(イ) 妊婦健康診査	福祉保健課
		(ウ) 乳児家庭全戸訪問事業	福祉保健課
		(エ) 延長保育事業	福祉保健課
		(オ) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業）	教育委員会
		(カ) 一時預かり事業（その他）	福祉保健課
		(キ) 養育支援訪問事業	福祉保健課
		(ク) ファミリー・サポート・センター事業	福祉保健課
		(サ) 地域子育て支援拠点事業	福祉保健課
		(シ) 放課後児童健全育成事業	福祉保健課
		(ス) 実費徴収に係る補給給付を行う事業	教育委員会
	イ. 東村定住促進支援の推進	(ア) 出産奨励特別対策事業の拡充	福祉保健課
		(イ) チャイルドシート等貸出事業の推進	総務財政課
		(ウ) 公民館子ども居場所づくりの推進	福祉保健課 教育委員会
(4) 支援を必要とする世帯への対応などきめ細やかな取り組みの推進	ア. 児童虐待防止対策の推進	(ア) 児童家庭相談業務の推進	福祉保健課
		(イ) 東村要保護児童対策地域協議会の運営	福祉保健課
		(ウ) 相談活動を含めた児童生徒及び家庭支援活動の充実	教育委員会 福祉保健課
	イ. ひとり親家庭等の自立支援の推進	(ア) 母子・父子家庭医療費助成	福祉保健課
		(イ) 母子・寡婦貸付事業	福祉保健課
	障がい児施策の充実	(ア) 「東村障害者計画」と連携した障害児対策	福祉保健課
		(イ) 特別支援員の充実	教育委員会

## 5. 基本施策の展開

### (1) 教育・保育、子育て施策の充実

#### ア 実施予定の幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期（必須記載）

##### ■ 区域設定

内閣府は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項として、教育・保育提供区域の作成を必須事項として記載しています。

区域設定の考え方としては、次の通りとなっております。

『市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。  
※小学校区、中学校区、行政区などを想定。』

本村は、教育（幼稚園）、保育（保育所）、地域子ども・子育て支援事業ともに区域設定はなく、全域となっております。

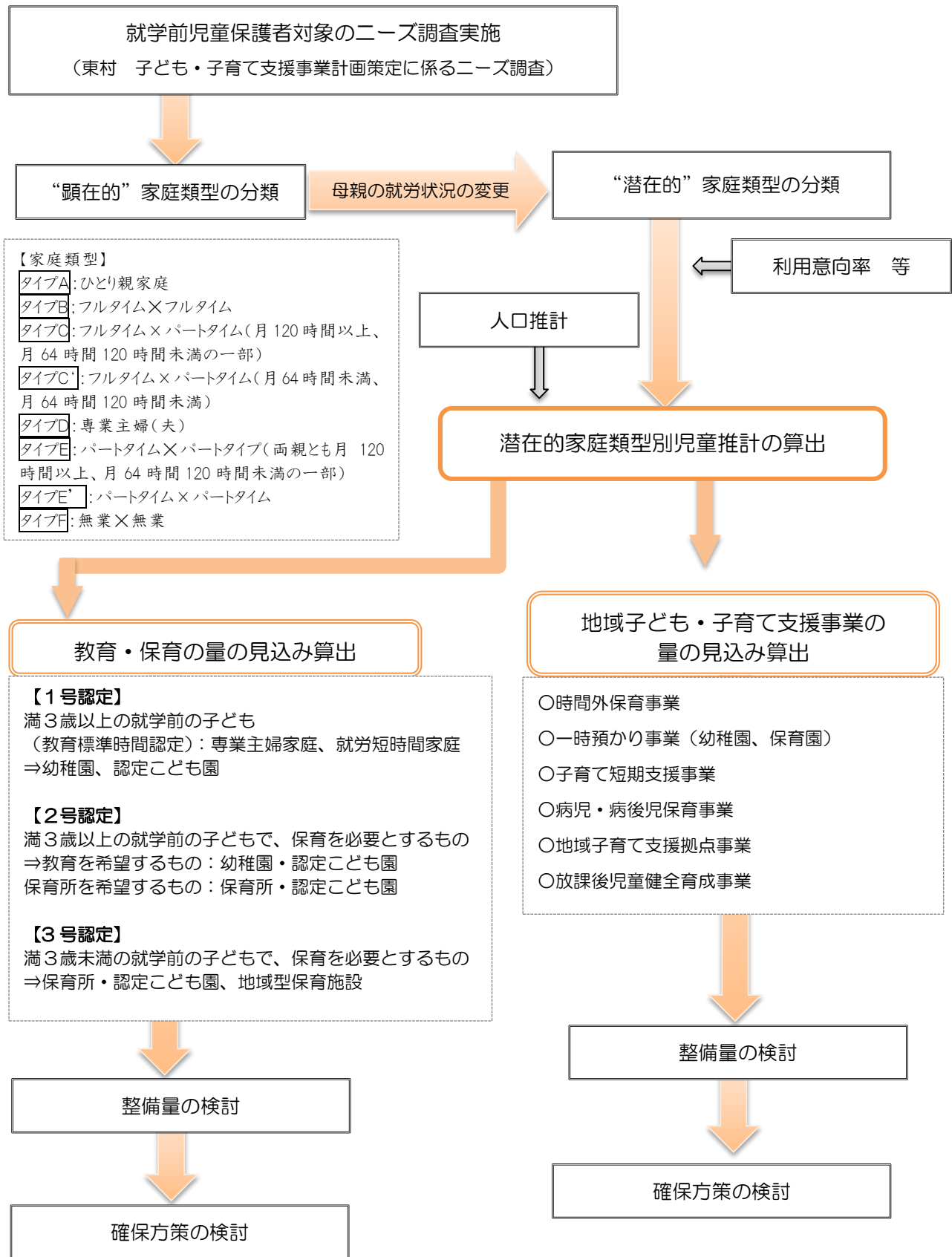
上記の考え方を踏まえ、本村を1行政区域単位と捉えます。

##### ■ 量の見込み推計方法

平成26年1月に内閣府が提示しました「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を参考に算出を行いました。

算出手順としては、平成26年2月に実施しました「東村 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果から対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭的類型」を求め、さらに、母親の将来の働き方の変更から「潜在的家庭類型」を求めました。この潜在的家庭類型と人口推計、今後の利用意向率を用いて、量の見込みを算出しました。

図表5-1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出手順のフロー図



■ 量の見込み推計結果

図表 5-2 東村 教育・保育の量の見込み

	3号認定 (保育の必要性あり)			2号認定 (保育の必要性あり)						1号認定 (保育の必要性なし)		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
	保育を希望						学校教育を希望					
平成 27 年度	6	10	8	13	4	7	0	5	4	0	4	0
	48						9			4		
平成 28 年度	5	10	7	16	4	7	0	5	5	0	4	0
	49						10			4		
平成 29 年度	5	10	7	14	5	7	0	7	5	0	5	0
	48						12			5		
平成 30 年度	5	9	7	14	5	9	0	6	6	0	4	0
	49						12			4		
平成 31 年度	5	9	7	13	4	8	0	6	5	0	4	0
	46						11			4		

■ 確保内容

2号認定（保育）と3号認定では、既存の村立東保育所の1施設で確保をいたします。

1号認定と2号認定（教育）では、既存の東幼稚園、有銘幼稚園の2施設で確保をいたします。

【福祉保健課 教育委員会】

図表 5-3 村全域の教育・保育量の見込みと確保内容

	平成 27 年度					平成 28 年度					
	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	
	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	
①量の見込み	6	18	24	9	4	5	17	27	10	4	
②確保の内容	教育・保育施設	6	24	30	0	70	6	24	30	0	70
	地域型施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引 ②-①	0	6	6	▲9	66	1	7	3	▲10	66	

	平成 29 年度					平成 30 年度					
	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	
	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	
①量の見込み	5	17	26	12	5	5	16	28	12	4	
②確保の内容	教育・保育施設	6	24	30	0	70	6	24	30	0	70
	地域型施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引 ②-①	1	7	4	▲12	65	1	8	2	▲12	66	

	平成 31 年度					
	3 歳未満保育認定 (3号認定)		3 歳以上保育認定 (2号認定)		3 歳以上 教育のみ	
	0 歳	1・2歳	保育	教育	(1号認定)	
①量の見込み	5	16	25	11	4	
②確保の内容	教育・保育施設	6	24	30	0	70
	地域型施設	0	0	0	0	0
差引 ②-①	1	8	5	▲11	66	



## イ 認定こども園への移行と普及に係る考え方（必須記載）

本村の認定こども園への移行と普及に係る考え方については、中学校の統廃合の状況等を勘案した上で、幼保（幼稚園と保育所）連携の必要性を検討し、推進するための課題整理やその解決策のための調査研究会などを実施します。

【福祉保健課 教育委員会】

## ウ 幼稚園教諭・保育士の人材確保と育成向上の取組（基本的な考え方）

教育・保育の二ーズ量の拡大には、その担い手となる人材の確保が重要課題であり、保護者が子どもを安心して預けるために、幼稚園教諭・保育士の質の維持・向上が望まれています。

本村は、幼稚園教諭・保育士の確保が難しいため、潜在的な保育士の掘り起しなどの確保体制づくりの強化に努めます。

幼稚園教諭・保育士の専門性を高めるために村内・村外の研修体制を確立し、人材育成研修等の充実を図り、ネットワークの構築を図ります。

【福祉保健課 教育委員会】

## エ 保育から教育まで一貫した支援の提供（必須記載）

現在は、子どもの発達や学びの連続性を重視し、幼稚園と小学校の連携による異年齢交流を進めています。今後は、保育・教育の連続性・一貫性のため、保育所・幼稚園・小学校・関係機関等の一層の連携整備を行うとともに、情報の共有化を図ります。

【福祉保健課 教育委員会】

## (2) 母性並びに乳児等の健康の確保及び増進

### ア 子どもや母親の健康の確保

#### (ア) 妊婦健康診査事業の充実（必須記載）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適宜に必要な応じた医学的検査を実施する事業です。今後も、妊婦が安心して妊娠期を過ごせるように妊婦健康診査受診票活用の周知を図り、支援の充実を図ります。

【福祉保健課】

#### (イ) 乳児一般健康診査事業の充実

乳幼児における病気（発達障がいなどを含む）の早期発見や早期治療、並びに親子の総合的な健康相談や育児相談に応じるなど、乳幼児期を健やかに過ごすことを目標に実施しています。

本村の受診率は、沖縄県平均と比べて低いため、課題となっております。

今後は、健診の重要性や案内を村の広報誌やホームページ等により周知を図るとともに、受診しやすい日程等の調整を行うなど、受診率向上に努めます。

【福祉保健課】

#### (ウ) 歯科検診の充実

早期から虫歯予防に対する認識を高めるとともに、「むし歯ゼロ」を目指して、平成9年度より就学前児童（0歳から5歳）を対象に実施しています。

近年は、受診率の低下が伺えることから、受診率向上に向けた体制づくりの強化を検討します。

今後も、歯科検診での予防啓発を行うとともに、保護者への正しい知識や栄養面からの指導を結び付け、親子での意識向上に取り組みます。また、フッ素塗布を継続し、1日3回又は寝る前の歯磨きを習慣とさせ、虫歯ゼロを目指します。

【福祉保健課】

#### (エ) 予防接種率の向上

保護者の予防接種に対する認識が変化し、接種率の低下が伺えます。

本村は、保護者が安心して子育てできる環境づくりができるように、任意予防接種費用の一部助成を行っています。

今後は、予防接種の重要性を一人ひとりの保護者に伝えるとともに、接種向上を目指します。

【福祉保健課】

### (オ) 妊産婦・新生児訪問指導事業の推進

妊婦及び産婦と新生児を対象に保健師等が家庭訪問し、日常生活等の指導を行うとともに、疾病予防、発育、栄養等について適切な指導を行い、異常の早期発見、治療等について助言・指導することを目的に実施しています。

今後とも、安心して出産を迎えられるよう、必要に応じて助言・指導を行い、事業の充実を図ります。また、新生児訪問指導事業については、全数訪問を目指し支援を行います。

【福祉保健課】

### (カ) 母子保健推進員の充実

本村では、身近な子育ての先輩及び相談者として、母子保健推進員を各字に配置し、安心して出産や子育てができるように支援しています。

今後とも、母子保健推進員活動の充実強化を図り、母子保健に対する問題を把握するとともに、地域のネットワークづくりに努めます。

【福祉保健課】

## イ 『食育』の推進

### (ア) 食に関する学習機関や情報の提供

本村における乳幼児などに対する「食に関する学習機関や情報の提供」については、出産者が少ないので、初産などの希望者を対象に、離乳食教室や母親教室を個別で実施しています。

なお、子育てサークルにおける調理実習は継続して実施し、食育事業につなげるものとします。

【福祉保健課】

## ウ 小児医療の充実

### (ア) 小児医療費助成事業の推進

0歳児から中学校を卒業する3月末までにある子どもを対象に医療無料化とし、疾病の早期発見と早期治療を促進し、健全な育成を図られるよう取り組んでまいります。

今後とも、医療費の負担の軽減により、本村の親子が定住し、少子化に歯止めがかかるものとして、事業推進に努めます。

【福祉保健課】

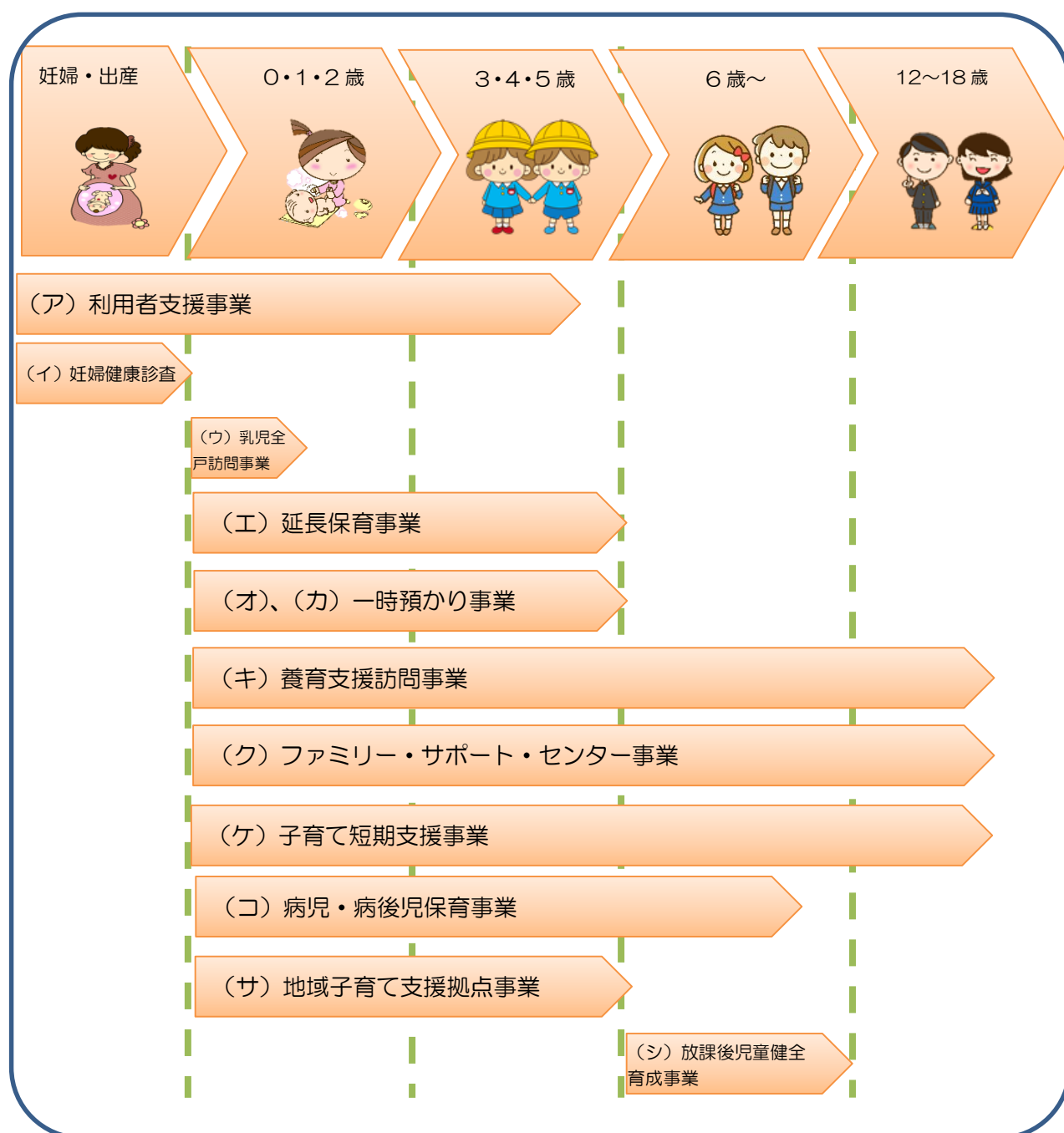
### (3) 子育てしやすい地域づくり

#### ア 地域子ども・子育て支援事業の充実（必須記載）

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期・出産から切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要となっています。

また、放課後児童健全育成事業にあたっては、平成 28 年度に放課後児童クラブの整備を予定しており、児童の幅広い居場所づくりに努めてまいります。

図表 5・4 地域・子ども子育て支援事業（イメージ図）



(ア) 利用者支援事業（新規）

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。
現 状	—
方 針	平成 27 年度より、実施に向けて体制づくりに努めます。
担 当 課	福祉保健課

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
確保の内容 ②	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
差引 ②-①	0 力所	0 力所	0 力所	0 力所	0 力所

(イ) 妊婦健康診査【再掲】

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適宜に医学的検査を実施する事業です。
現 状	医療機関等の施設で妊娠初期から出産まで 14 回の健診を実施しています。
方 針	今後も、妊婦が安心して妊娠期を過ごせるように妊婦健康診査受診票活用の周知を図り、支援の充実を図ります。
担 当 課	福祉保健課

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	150 人回	150 人回	150 人回	150 人回	150 人回
確保の内容 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所：県内の医師会加入医療機関の施設</li> <li>・検査項目：国の定める基準による</li> <li>・実施時期：通年</li> </ul>				

(ウ) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】

事業内容	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
現 状	村保健師による訪問を行っています。利用料金は、無料となっております。
方 針	今後も引き続き、訪問率100%を目指して、事業の充実を図ります。
担 当 課	福祉保健課

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	11人	11人	10人	10人	10人
確保の内容 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制：保健師2人</li> <li>・利用料：無料</li> </ul>				

(エ) 延長保育事業

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
現 状	現在は、実施していません。
方 針	平成27年度より実施し、希望者を全員受け入れます。 実施時間は18時半から19時までの30分を予定しております。
担 当 課	福祉保健課

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	10人	10人	10人	10人	10人
確保の内容 ②	10人	10人	10人	10人	10人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(オ) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。 幼稚園型：現行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定こどもの園児を主な対象として実施
現 状	村内にある全ての公立幼稚園（2カ所）で実施しています。利用時間帯は通常時は、13時30分から18時まで、長期休業中（夏季・冬季）では、8時15分から17時30分までです。
方 針	今後も引き続き、希望者全員を受け入れし、事業の充実を図ります。
担 当 課	教育委員会

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定	6,776人日	6,776人日	6,776人日	6,776人日	6,776人日
確保の内容 ②		6,776人日	6,776人日	6,776人日	6,776人日	6,776人日
差引 ②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(カ) 一時預かり事業（その他）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。
現 状	東村立保育所で、8時30分から17時まで実施しています。
方 針	今後も引き続き、希望者全員を受け入れし、事業の充実を図ります。
担 当 課	福祉保健課

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①		200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
確保の内容 ②	保 育 園	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
	ファミサポ	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
差引 ②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(キ) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
現 状	-
方 針	支援体制を整備し、平成27年度より実施します。
担 当 課	福祉保健課

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容 ②	1人	1人	1人	1人	1人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(ク) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
現 状	やんばる町村ファミリー・サポート・センターによる北部9町村による広域預かりを実施しております。 村内に住所を有する家庭ならどなたでも利用が可能です。ただし、やんばる町村ファミリー・サポート・センターにて事前登録が必要となっております。
方 針	今後も引き続き、事業の充実を図ります。
担 当 課	福祉保健課

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	4人	4人	4人	4人	4人
確保の内容 ②	4人	4人	4人	4人	4人
差引 ②-①	0人	0人	0人	0人	0人



(ケ) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。
現 状	-
方 針	ファミリー・サポート・センターに事業の支援を依頼します。
担 当 課	-

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	881 人日	881 人日	881 人日	881 人日	826 人日
確保の内容 ②	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差引 ②-①	▲881 人日	▲881 人日	▲881 人日	▲881 人日	▲826 人日

(コ) 病児・病後児保育事業

事業内容	病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。
現 状	-
方 針	ファミリー・サポート・センターに事業の支援を依頼します。
担 当 課	-

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の内容 ②	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差引 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(サ) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
現 状	月 1 回の子育てサークルを行っております。 場所は、東村福祉保健センターにて実施しております。
方 針	今後も引き続き、事業の充実を図ります。
担 当 課	福祉保健課

項目	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	36 人回	33 人回	32 人回	31 人回	30 人回
確保の内容 ②	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所

(シ) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
現 状	-
方 針	平成 28 年度の実施に向けて、既存の公民館（有銘公民館、川田公民館）にて実施体制の整備し、放課後児童の居場所作りに努めます。
担 当 課	福祉保健課

項目		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	低学年	26 人	26 人	28 人	26 人	29 人
	高学年	26 人	26 人	26 人	26 人	26 人
確保の内容 ②		0 力所	2 力所	2 力所	2 力所	2 力所

#### (ス) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
現 状	小中学校の児童生徒を対象に、平成 24 年 7 月より東村学校給食費助成金交付要領を定め、実施しております。また、平成 26 年 4 月より東村要保護・準要保護児童生徒就学援助認定要綱を定め、実施しております。
方 針	継続して行います。
担 当 課	教育委員会

#### (セ) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
現 状	—
方 針	本村は待機児童がなく、積極的に事業者を参入させる必要性がないことから取組を行わないこととします。
担 当 課	

### イ 東村定住促進支援の推進

#### (ア) 出産奨励特別対策事業の拡充

東村に 1 年以上在住しているものを対象に、第 1 子 3 万円、第 2 子 5 万円、第 3 子以降 1 名につき 10 万円の出産祝金を交付しています。

今後も、事業の拡充を図り、魅力ある住み続けたい村づくりに努めます。

【福祉保健課】

#### (イ) チャイルドシート等貸出事業の推進

6 歳未満の乳幼児をもつ保護者へのベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートの無料貸し出しを行っています。

【総務財政課】

#### (ウ) 公民館子ども居場所づくりの推進

夏休み期間中に各字公民館において、安全管理員を配置し、子ども達の活動を見守ります。

今後は、平成 28 年度実施予定の放課後児童クラブの体制づくり等に努めます。

【福祉保健課 教育委員会】

## (4) 支援を必要とする世帯への対応などきめ細やかな取り組みの推進

### ア 児童虐待防止対策の推進

#### (ア) 児童家庭相談業務の推進

子どもに関する家庭生活全般の困りごとや悩み等の相談業務を推進し、支援を必要とする児童の状況を的確に把握できるよう努めます。

【福祉保健課】

#### (イ) 東村要保護児童対策地域協議会の運営

東村要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法にもとづき設置した協議会で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換及び適切な連携の下での支援を実現するものであり、その活動の運営に努めます。

今後は、課題解決に向けての体制づくりに努めます。

【福祉保健課】

#### (ウ) 相談活動を含めた児童生徒及び家庭支援活動の充実

村教育相談員の勤務時間を週1回の午前中から1日に延長し、学校・行政・関連機関が連携した不登校児童生徒等に関わる情報交換会を2か月に1回開催します。

今後は、多様な価値観・家庭環境に対応すべく、ソーシャルスクールワーカーや臨床心理士の雇用を視野に入れ家庭支援の更なる充実に努めます。

【教育委員会 福祉保健課】

## イ ひとり親家庭等の自立支援の推進

### (ア) 母子・父子家庭医療費助成

母子及び父子家庭ならびに養育者家庭に対して、その生活の安定と自立を支援し、保健の向上と福祉の増進を図るために医療費の一部を助成しています。

今後も、引き続き母子及び父子家庭等に対し、自立支援も含めて医療費助成事業を実施していきます。

【福祉保健課】

### (イ) 母子・寡婦貸付事業

本事業は、母子や寡婦に対して事業開始（継続）資金や就学資金、技能取得資金等の貸し出し業務を行っています。

今後も、業務の推進を図ります。

【福祉保健課】

## ウ 障がい児施策の充実

### (ア) 「東村障害者計画」と連携した障害児対策

発達の遅れがみられる子どもの早期発見、ならびに学習障害、注意欠陥及び多動性障害、高機能自閉症、教育及び療養に特別のニーズがある子ども等への支援にあたっては、「東村障害者計画」（平成 19 年 10 月）などと連携して、適切に推進していくものとします。

【福祉保健課】

### (イ) 特別支援員の充実

特別支援学級や普通学級において、学習支援等を必要とする児童生徒のために、支援員を配置しています。

今後も、支援員の確保と支援の充実を図ります。

【教育委員会】



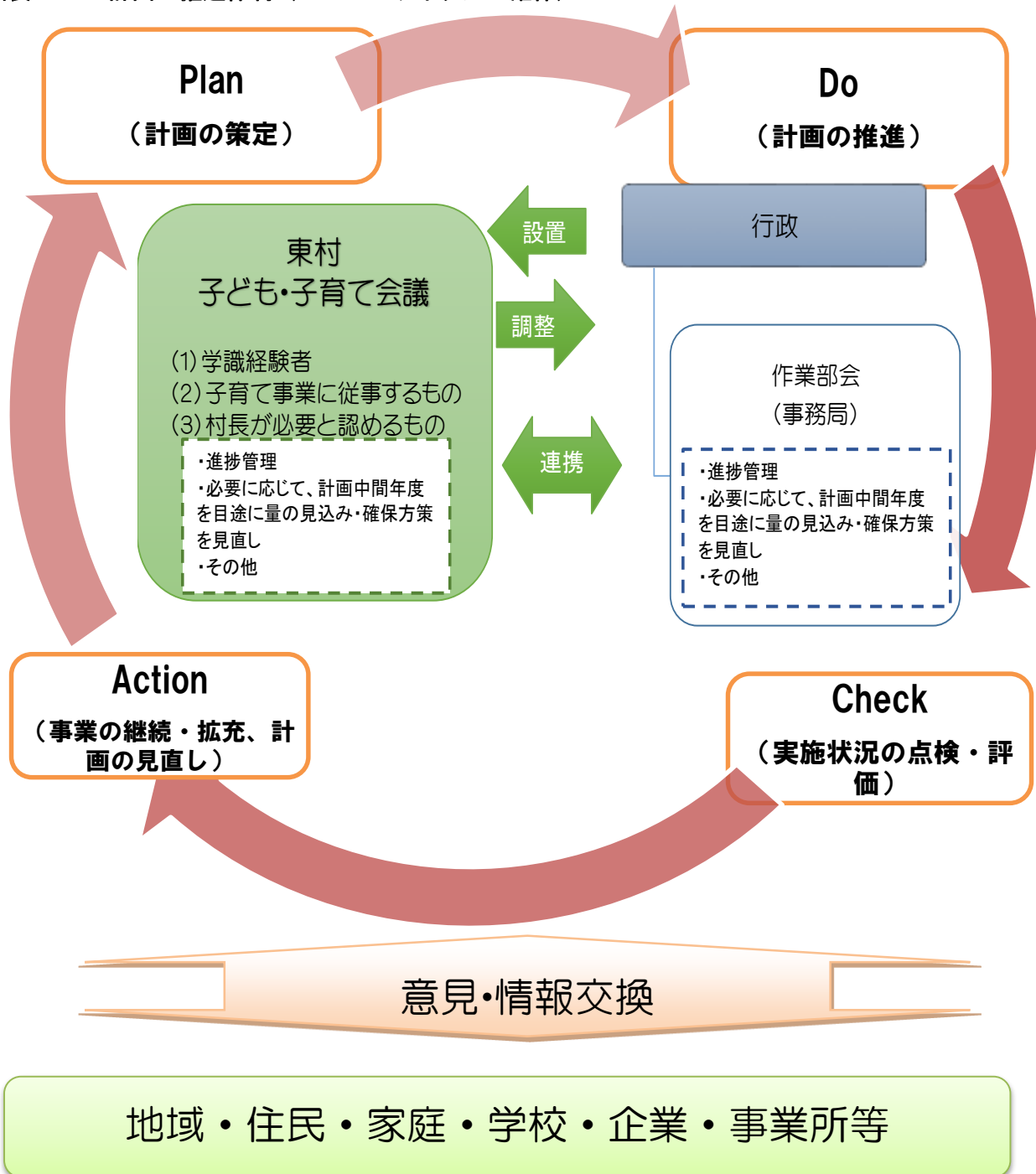
## 第 6 章

### 本計画の達成状況の点検及び評価

## 第6章 本計画の達成状況の点検及び評価

本村では、計画策定に向けて「東村子ども・子育て会議」を設置しています。本会議は、学識経験者、子育て事業に従事する者、村長が必要と認める者で構成されており、子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場として位置付けられています。そのため、計画策定後も子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを本会議で審議を行っていきます。

図表 6-1 計画の推進体制（PDCAサイクルの確保）



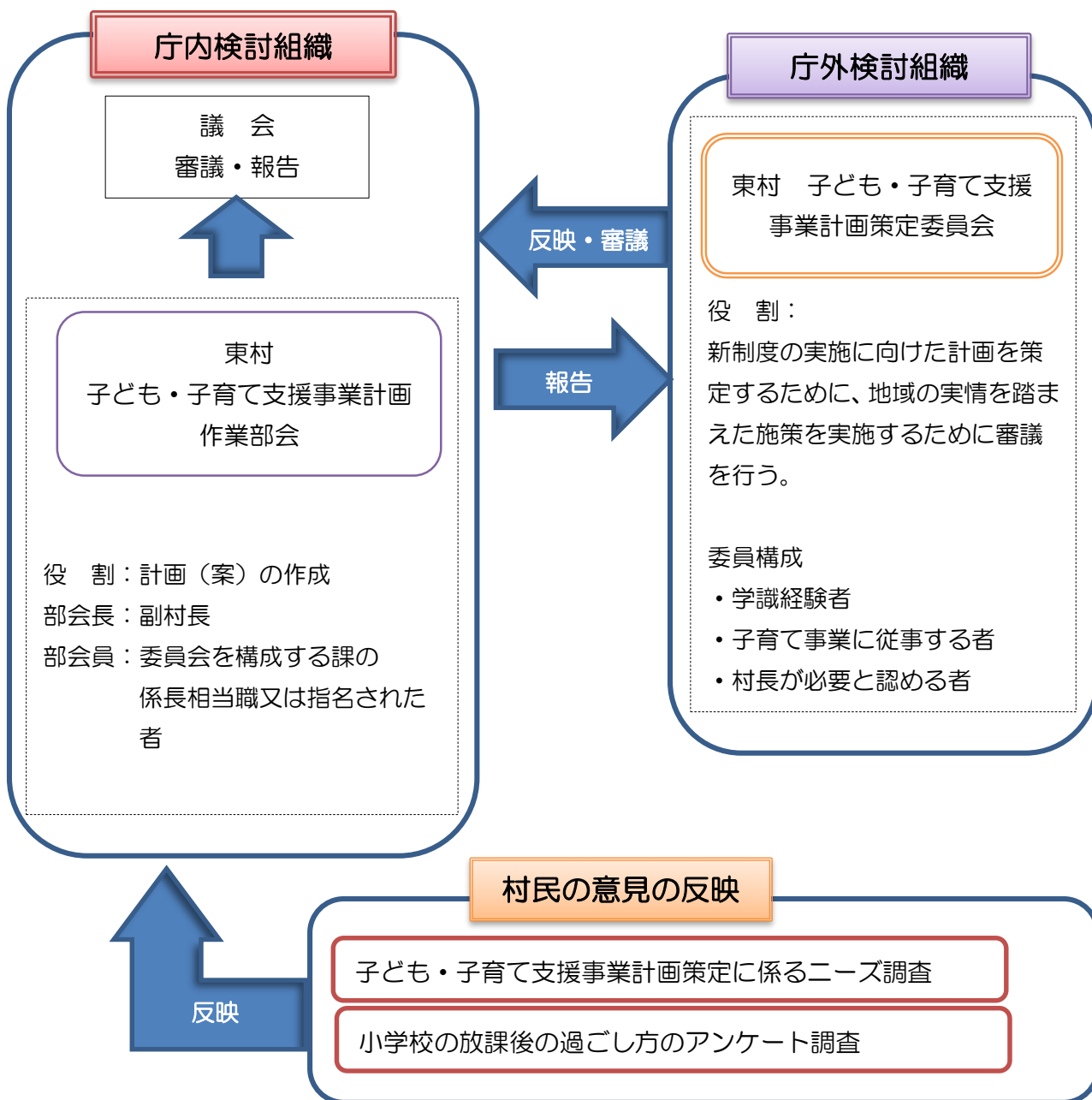


# 第 7 章 資 料 編

1. 計画策定の組織体制
2. 東村子ども・子育て会議
3. 国の基本指針概要

# 第7章 資料編

## 1. 計画策定の組織体制



## 2. 東村子ども・子育て会議

### (1) 東村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成25年11月27日

要綱第11号

#### (設置)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の趣旨に沿って、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する計画を策定していくため、東村子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (任務)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じ、東村における子ども・子育て支援対策に関し必要な措置について協議するための総合的かつ計画的な推進事項を調査し、審議する。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、児童福祉等に関する者のうちから村長が任命し、又は委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副村長とする。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、村長が定める。

附 則

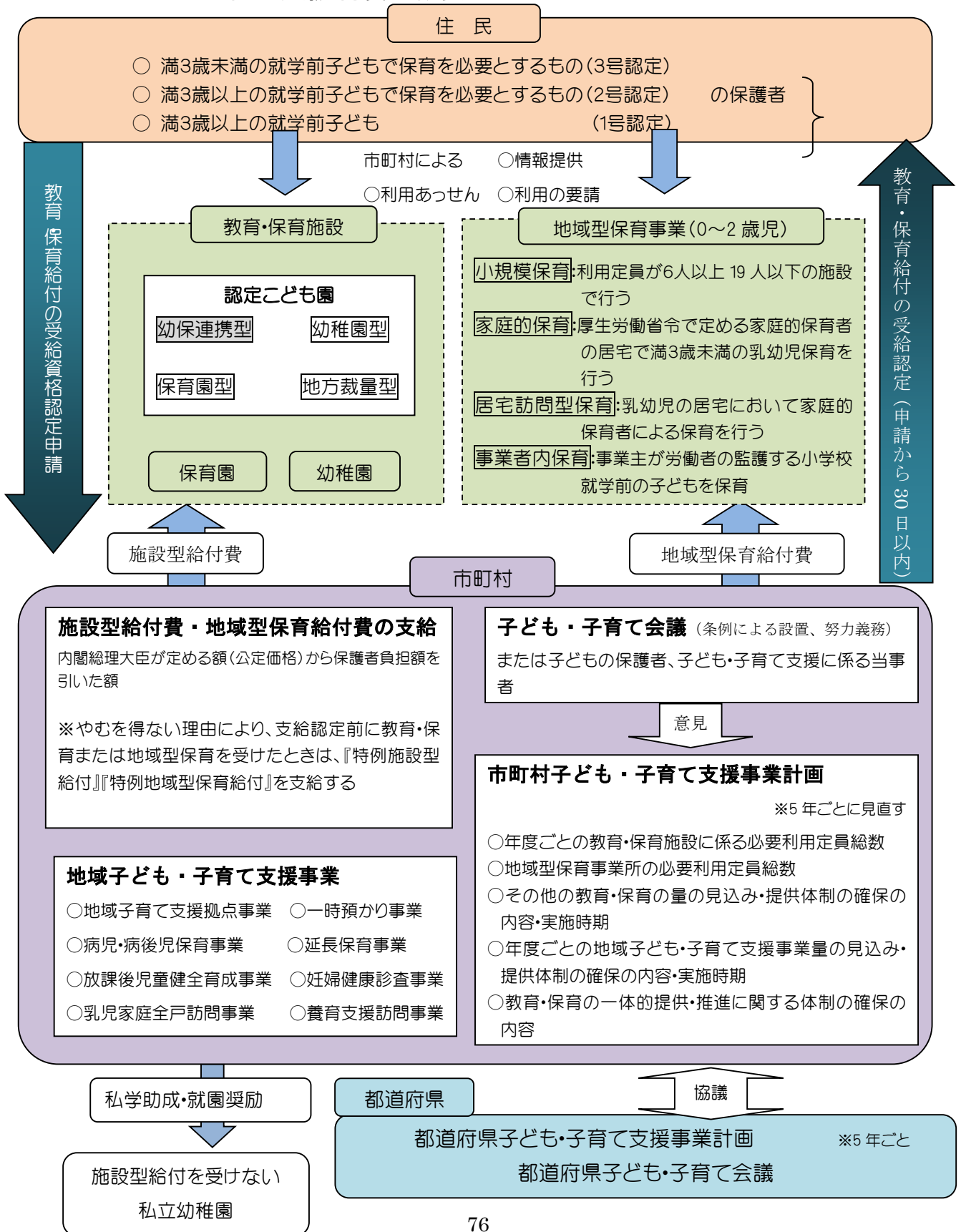
この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 東村子ども・子育て支援事業計画策定委員会名簿

NO.	氏名	役職	備考
1	金城 紀昭	委員長	東村副村長
2	上原 朝文	副委員長	福祉保健課長
3	大嶺 和枝	委員	福祉保健課補佐
4	池原 善史	委員	教育委員会補佐
5	宮城 真悟	委員	企画観光課定住促進担当
6	知念 伊津子	委員	村立保育所長
7	山口 榮三	委員	主任児童委員
8	小橋川 敏	委員	主任児童委員
9	浦崎 美和子	委員	民生委員
10	嘉陽 裕樹	事務局	福祉保健課児童福祉担当

### 3. 国の基本指針概要

#### (1) 子ども・子育て支援制度の概要



## (2) 保育の必要性に認定について

### ア 保育の必要性の認定についての概要

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる（子ども・子育て支援法 19条等）

認定区分 1号認定 教育標準時間認定（4時間）

2号認定 満3歳以上・保育認定

3号認定 満3歳未満・保育認定

### イ 保育の必要性の認定に係る「事由」について

#### 現行の「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

①昼間労働をすることを常態としていること（就労）

②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）

③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）

④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）

⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）

⑥前各号に類する状態にあること（その他）。

#### 新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること  
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護  
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

・起業準備を含む

⑦就学

・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業制度取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

### (3) 子ども・子育て支援制度に関する用語定義

	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、村長の諮問に応じ、答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める村長の附属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）



	用語	定義
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul>
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）



## 東村子ども・子育て支援事業計画

2015（平成27年）～2019（平成31年）

2015（平成27年）3月 発行

発行：沖縄県国頭郡東村 福祉保健課

〒905-1292

沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地

電話 0980-43-2202

FAX 0980-43-3050